

## **第3章**

# **計画の基本的な考え方**

---

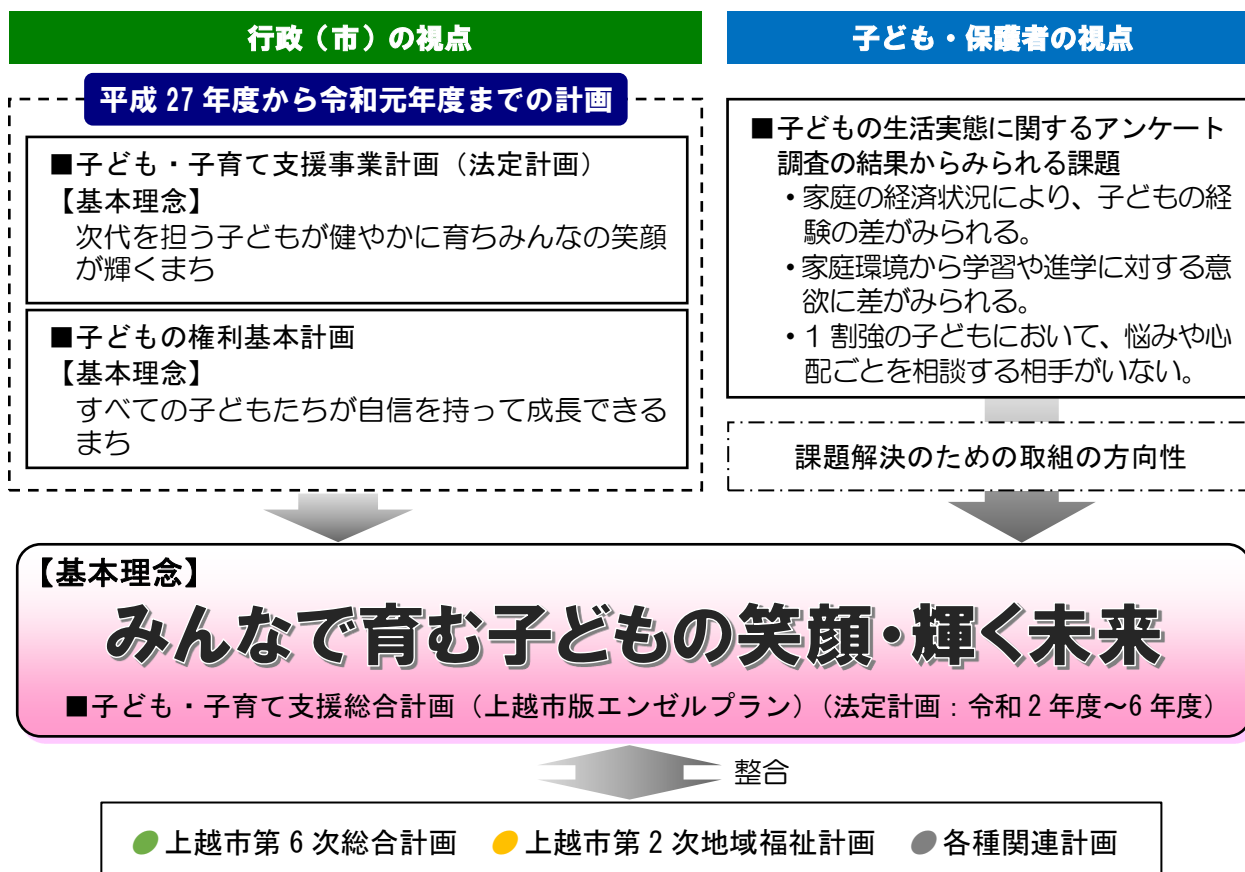
# 1 計画の基本理念

当市は「上越市第6次総合計画」において、まちづくりの目標となる将来都市像に「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を掲げ、その実現に向けた基本政策の1つとして「子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境の充実」を位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの権利に関する条例に基づく「子どもの権利基本計画」を策定し、様々な施策を推進しています。

こうした中、近年、急速な少子化が進む我が国においては、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える子どもや保護者が増加傾向にあります。また、いじめや虐待、貧困など子どもの人権と安全・安心を脅かす様々な事案が発生し、大きな社会問題となっています。

このようなことから、子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく成長していくためには、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、支えていくことがますます重要になってきています。

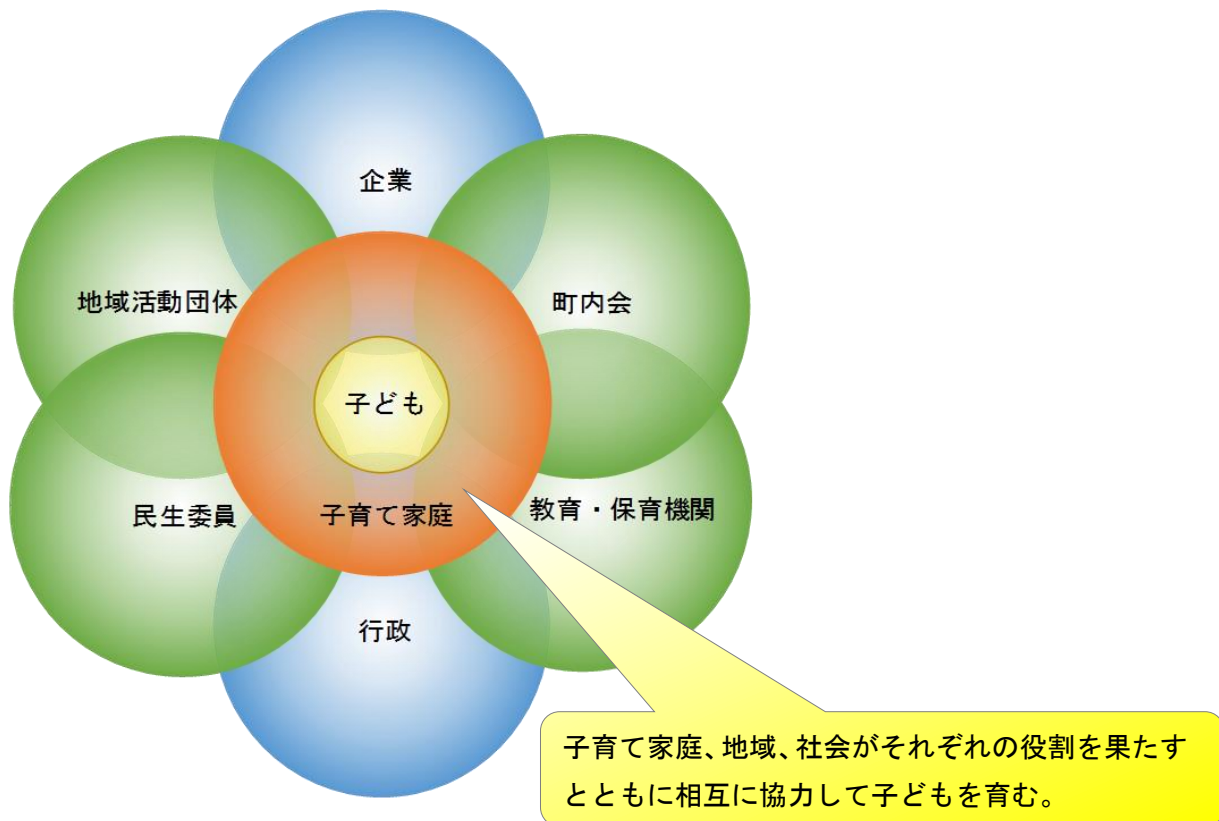
このような認識を踏まえ、本計画においては、基本理念の設定にあたり「上越市第6次総合計画」や「上越市第2次地域福祉計画」並びに各種関連計画との整合を図るとともに、「上越市子ども子育て支援事業計画」及び「上越市第2期子どもの権利基本計画」の基本理念をさらに発展させ、また「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果も踏まえた上で、「みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来」という基本理念を導きました。



## 【基本理念の考え方】

基本理念	考え方
<p><b>みんなで育む</b></p>	<p>子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく成長していくためには、行政だけでなく、子育て家庭や町内会、学校、企業等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して、子どもを優しく見守り、社会全体で支える必要があることから「みんなで育む」としました。</p>
<p><b>子どもの笑顔 ・ 輝く未来</b></p>	<p>子どもが、明るくいきいきとした笑顔で、自分らしくすこやかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。 未来を担う子どもたちが自分の可能性を信じ、たくましく成長してほしいという思いから、「子どもの笑顔・輝く未来」としました。</p>

## イメージ図



## 2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を設定します。

### 基本目標 1

#### 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

子どもは、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。

市は、子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進するとともに、家庭環境を問わず、すべての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。

また、乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援や養育支援の充実を図ります。

### 基本目標 2

#### 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

保護者は、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。

市は、子どもを安心して産み育てられるように、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減及び子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な保育環境の充実と多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。

また、母子保健事業の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。

### 基本目標 3

#### 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、家庭・地域・学校等が協力して子どもを育む体制を強化する必要があります。

地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるとともに、地域の中で、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。

### 基本目標 4

#### 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

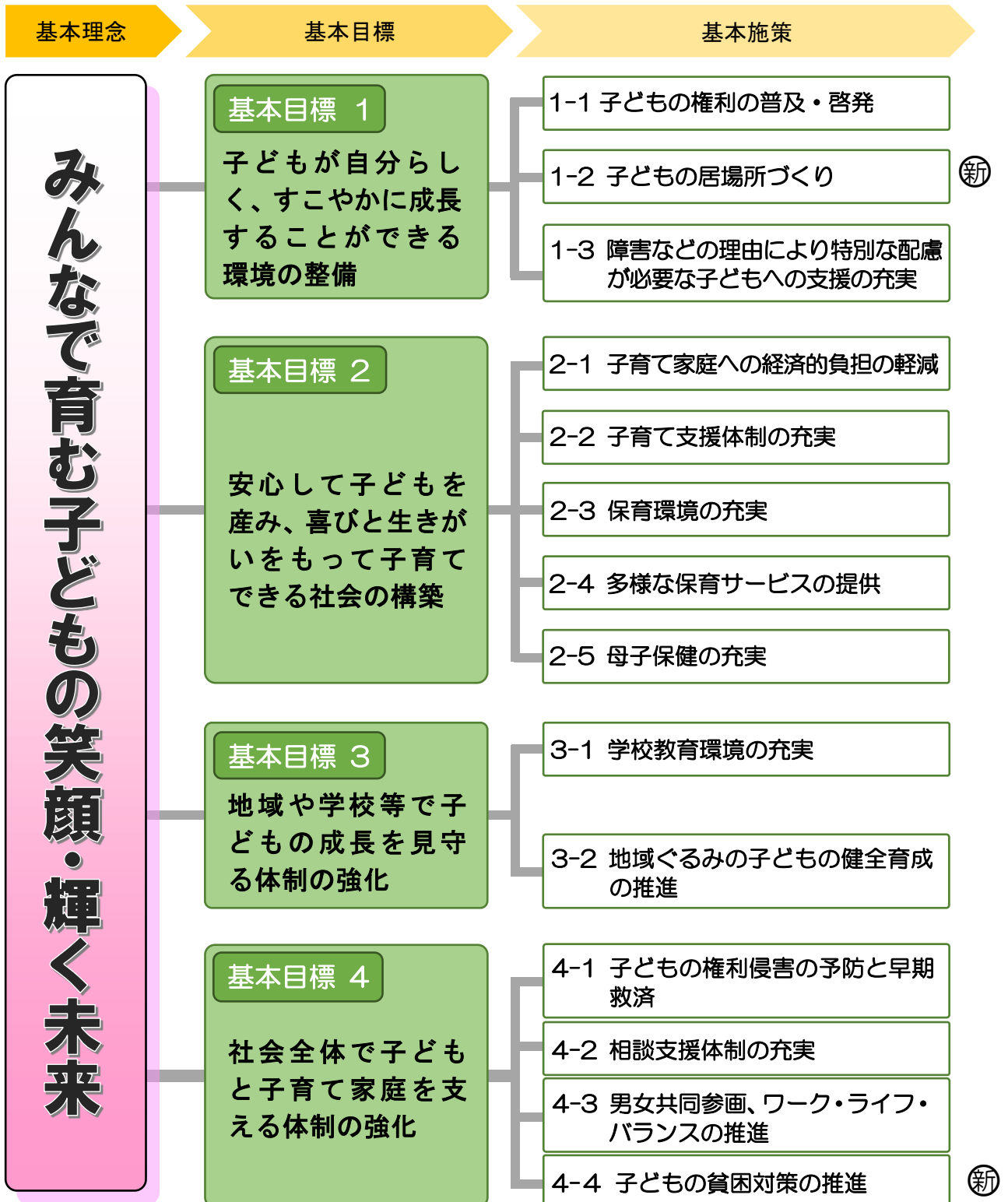
いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。

また、男女を問わず仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。

経済的・家庭的に困難な状況にある子どもや保護者が適切な支援を受けることができるよう、切れ目のない支援の継続と社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく体制を強化します。

### 3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定するとともに、当市の子ども・子育てを取り巻く環境と子ども・子育て支援の課題を踏まえた上で、新たな取組として「子どもの居場所づくり」と「子どもの貧困対策の推進」も位置付けながら、多様な施策を展開します。

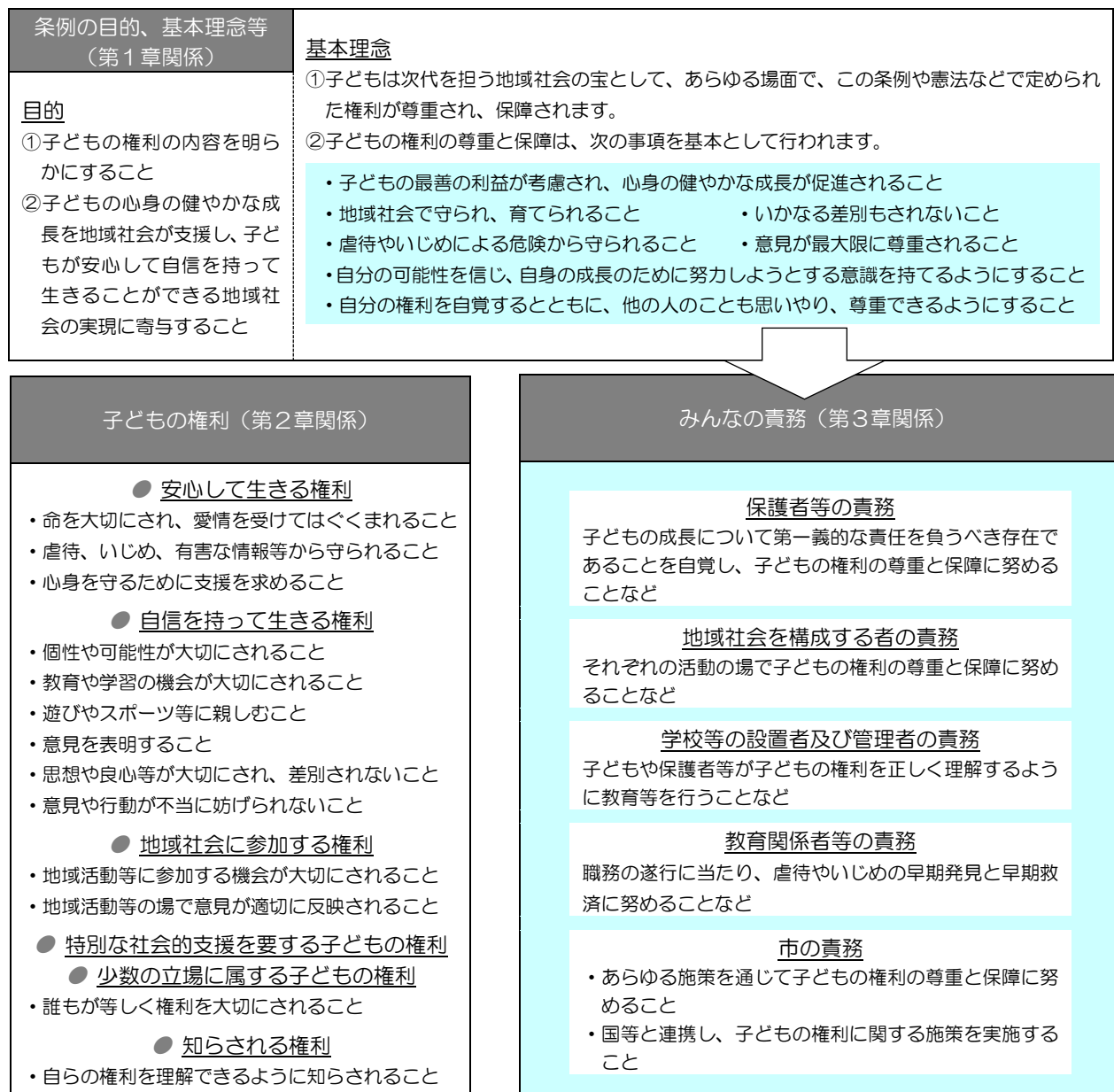


## 4 計画における実施主体とその主な役割

将来を担う子どもたちには、自分や他人を大切に思う心を持ち、たくましく成長してほしいと考えます。子どもの成長についての第一義的な責任は保護者にあるものの、子どもは次代の社会を担う宝であり、地域全体で大切に守られ、育てられなければなりません。そのためには、誰もが子どもと子育て家庭を大切に作る心を持ち、地域社会全体で子育てを応援することが必要です。

本計画では、子ども・子育て支援の充実に関わる主体いずれもが「上越市子どもの権利に関する条例」に定める「子どもの権利」を尊重し、保障するよう努めるとともに、それぞれの立場での役割を果たし、相互に協力して、子どもを育てていくことを目指します。

### ■上越市子どもの権利に関する条例の概要



本計画では「みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来」という基本理念を共有しながら、地域における様々な資源と連携・協力した子ども・子育て支援の取組を推進するため、その主体となる子育て家庭、地域、企業等及び行政が果たすべき主な役割を定めます。

主 体	主 な 役 割
子育て家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者は愛情をもって、子どもと接すること。</li> <li>○ 家族で協力して、子育てに取り組むこと。</li> <li>○ 保護者同士や地域の人たちとつながりを持つよう努めること。</li> </ul>
地域 (町内会・学校等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内会、民生委員・児童委員、保育園、学校、地域活動団体（NPO含む）など、地域における様々な活動主体が協力して、子どもの活動を支え、見守り、育むこと。</li> <li>○ 保育園、学校などは大切な子どもを預かり、必要な保育、教育を行うこと。</li> <li>○ 学校は子どもが相談しやすい環境を整えること。</li> </ul>
社会 企業等 行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て中の労働者を雇用する事業主は、男女を問わず、仕事と子育てを両立しやすい環境を整えること。</li> <li>○ 子ども・子育て支援を総合的に実施し、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施すること。</li> <li>○ 関係機関等と連携し、子どもを虐待やいじめによる危険から守ること。</li> </ul>

## 第4章

# 施策の展開

---

・ ・ ・ 検討中 ・ ・ ・



# 第5章

## 量の見込みと確保方策

---

# 1 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、市町村は子ども・子育て支援事業計画を作成し、次の1～4を記載することが義務付けられています。第5章は、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画に相当するものです。

## 必須記載事項

1. 「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（以下「教育・保育」という）」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域の設定に関すること
2. 各年度における「教育・保育」の量の見込み（需要）と提供体制の確保の内容等（供給）に関すること
3. 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制の確保の内容等に関すること
4. 「教育・保育」の一体的提供及び推進体制の確保の内容等に関すること

## 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業」は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

### <子ども・子育て支援給付>

幼児期の教育・保育を個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設や事業を利用した場合でも、共通の仕組みで公費の対象となります。（実務上は、法定代理受領という仕組みで、市が直接施設や事業者に給付費を支払います。）

なお、子ども・子育て支援給付は、次の2つの給付に分類されます。

#### ① 施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

#### ② 地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4つの事業です。（新制度では、“地域型保育事業”として、市町村の認可による2歳以下の子どもを対象とした定員19人以下の保育事業を給付の対象としています。）

### <地域子ども・子育て支援事業>

地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とする子どもやその家族だけでなく、すべての子育て家庭を支援することを目的とした事業で、13の事業が位置付けられており、地域の実情に応じて、市町村が実施することになります。

- |                              |                    |              |
|------------------------------|--------------------|--------------|
| ① 利用者支援事業                    | ② 妊婦健診事業           | ③ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ④ 養育支援訪問事業                   | ⑤ 子育て援助活動支援事業      | ⑥ 一時預かり事業    |
| ⑦ 病児保育事業                     | ⑧ 地域子育て支援拠点事業      | ⑨ 時間外保育事業    |
| ⑩ 放課後児童健全育成事業                | ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑫ 子育て短期支援事業  |
| ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |                    |              |

## 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

### (1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について

- 子ども・子育て支援法の規定及び国が定める基本指針等に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や現在の教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域を設定します。
- 提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容・実施時期を記載します。

### (2) 当市の提供区域について

- 幼児期の教育の提供区域は、合併前上越市区域にのみ整備されているが、利用者のニーズに柔軟に対応するため「1区域（市全域）」とします。
- 幼児期の保育（延長保育事業を含む）の提供区域は、その利用実態が旧市町村単位でまとまっていることから「14区域（旧市町村）」とします。
- 放課後児童健全育成事業の提供区域は、利用実態が概ね小学校区であることから「小学校区」とします。
- それ以外の事業は、市全域を対象に提供している事業であるため「1区域（市全域）」とします。

#### ■提供区域の設定

区 分		提供区域
教育		1区域（市全域）
保育		14区域（旧市町村）
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	1区域（市全域）
	妊婦健診事業（妊婦一般健康診査）	1区域（市全域）
	乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業）	1区域（市全域）
	養育支援訪問事業（産前・産後ヘルパー派遣事業）等	1区域（市全域）
	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター運営事業）	1区域（市全域）
	一時預かり事業	1区域（市全域）
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	1区域（市全域）
	地域子育て支援拠点事業（こどもセンター、子育てひろば）	1区域（市全域）
	時間外保育事業（延長保育事業）	14区域（旧市町村）
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区域
実費徴収に係る補足給付を行う事業		1区域（市全域）

### 3 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

#### (1) 教育・保育の認定区分について

- 保育園などの利用にあたっては「利用するための認定（給付認定）」を受ける必要があります。
- 子どもの年齢に応じ、幼稚園などで教育を希望するか、保育園などで保育を必要とするかによって3つの認定区分があり、その区分に応じて利用できる施設が異なります。

#### ■認定区分と利用施設

認定区分	対象となる子ども	利用施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望 (保育の必要なし)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠

## (2) 教育・保育の量の見込み及び確保内容等

- 幼稚園は、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できます。
- 2号認定については、従来どおり「保育を必要とする子ども」と「教育の利用希望が強いもの」に分けて、量（必要利用定員総数）を見込みます。
- なお、当市では、0歳児と1歳児と一緒に保育していることから、3号認定については、0・1歳児と2歳児の区分とし、それぞれの量（必要利用定員総数）を見込みます。
- 「量の見込み」に対して1号認定・2号認定・3号認定ともに「確保の内容」を整えています。しかしながら、年度途中に入園を希望する0、1歳児について、保護者の希望する園に入園できないケースがあります。この場合は、保育課が保護者と相談しながら、条件に近い他の園を紹介しています。
- 教育・保育の量の見込み及び確保内容については、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化による影響が不透明であるため、教育・保育双方の推計値にはその影響は考慮していません。

### ① 教育【1号認定及び2号認定のうち3歳以上児】・・・1区域（市全域）

#### ① 量の見込みの考え方

令和2年度以降の推計人口に、過去5か年（平成27年度～令和元年度）の平均就園率を乗じて算出しました。

#### ② 確保の内容の考え方

量の見込みに対して、既存の幼稚園の利用定員で確保可能です。

<市全域>

実績（実人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
1,209	1,270	1,266	1,216	1,139

推計（実人数）					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,079	1,024	915	894	853
1号認定	※1	※1	※1	※1	※1
2号認定	※2	※2	※2	※2	※2
②確保の内容	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429
特定教育・保育施設※3	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081
企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—
確認を受けない幼稚園	348	348	348	348	348
②-①	350	405	514	535	576

※1、2 新制度に移行しない幼稚園の園児は、支給認定を受けていないので1号認定・2号認定の分類はできません。

※3 ここで言う「特定教育・保育施設」は、幼稚園、認定こども園を指します。

② 保育【2号認定、3号認定】・・・14区域（旧市町村）

① 量の見込みの考え方

各区域の量の見込みは、令和2年度以降の推計人口に、令和元年度の就園率をベースに過去5か年（平成27年度～令和元年度）の就園率の平均増減率を加味して算出しました。

② 確保の内容の考え方

いずれの区域も量の見込みに対して、既存の保育園の利用定員で確保可能です。

<上越市全体>

実績（実人数）					
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3～5歳	3,474	3,424	3,335	3,293	3,280
2歳	832	878	874	875	871
0・1歳	917	921	899	970	1,001
合計	5,223	5,223	5,108	5,138	5,152

推計（実人数）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,039	4,926	4,803	4,690	4,580
2号認定（3～5歳）	3,156	3,072	2,960	2,851	2,749
3号認定（2歳）	898	861	845	837	830
3号認定（0・1歳）	985	993	998	1,002	1,001
②確保の内容	6,022	6,022	6,022	6,022	6,022
2号認定（3～5歳）	3,746	3,745	3,749	3,749	3,747
3号認定（2歳）	1,052	1,056	1,053	1,051	1,051
3号認定（0・1歳）	1,224	1,221	1,220	1,222	1,224
②-①	983	1,096	1,219	1,332	1,442
2号認定（3～5歳）	590	673	789	898	998
3号認定（2歳）	154	195	208	214	221
3号認定（0・1歳）	239	228	222	220	223

## ＜合併前上越市＞

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3～5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3～5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3～5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		2,149	743	676	2,122	751	629	2,053	755	621
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設※4	2,516	860	722	2,516	860	722	2,516	860	722
	企業主導型保育 施設の地域枠	4	30	20	6	30	18	10	28	16
②-①		371	147	66	400	139	111	473	133	117

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3～5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3～5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		2,005	759	616	1,926	757	610
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	2,516	860	722	2,516	860	722
	企業主導型保育 施設の地域枠	10	28	16	10	28	16
②-①		521	129	122	600	131	128

※4 ここで言う「特定教育・保育施設」は、保育園、認定こども園を指します。（以下、名立区まで同様）

<安塚区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		15	5	1	11	4	5	12	3	3
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	22	10	8	22	10	8	22	10	8
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		7	5	7	11	6	3	10	7	5

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		13	3	3	15	3	3
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	22	10	8	22	10	8
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		9	7	5	7	7	5

<浦川原区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		56	13	14	62	14	10	54	14	11
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	68	20	22	68	20	22	68	20	22
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		12	7	8	6	6	12	14	6	11

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		50	13	11	45	13	10
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	68	20	22	68	20	22
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		18	7	11	23	7	12



<大島区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		14	5	4	14	5	4	14	5	4
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	30	10	10	30	10	10	30	10	10
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		16	5	6	16	5	6	16	5	6

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		12	5	4	12	5	4
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	30	10	10	30	10	10
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		18	5	6	18	5	6

<牧区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		16	4	2	11	5	3	9	5	4
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	33	10	7	33	10	7	33	10	7
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		17	6	5	22	5	4	24	5	3

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		9	4	3	11	4	3
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	33	10	7	33	10	7
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		24	6	4	22	6	4

<柿崎区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		163	39	30	151	41	27	148	41	28
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	206	39	35	206	41	33	206	41	33
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		43	0	5	55	0	6	58	0	5

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		130	41	28	124	41	27
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	206	41	33	206	41	33
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		76	0	5	82	0	6

<大潟区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		172	53	36	164	49	45	154	51	40
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	195	53	42	195	50	45	195	51	44
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		23	0	6	31	1	0	41	0	4

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		157	53	41	157	55	42
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	195	53	42	193	55	42
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		38	0	1	36	0	0

## &lt;頸城区&gt;

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		191	34	59	198	39	38	184	39	46
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	223	75	62	223	75	62	223	75	62
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		32	41	3	25	36	24	39	36	16

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		166	40	46	146	40	47
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	223	75	62	223	75	62
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		57	35	16	77	35	15

## &lt;吉川区&gt;

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		48	11	7	42	10	14	43	10	11
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	49	11	10	46	10	14	46	10	14
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		1	0	3	4	0	0	3	0	3

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		39	10	11	43	10	11
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	46	10	14	46	10	14
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		7	0	3	3	0	3

<中郷区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		45	8	8	33	6	16	44	6	11
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	62	13	15	62	12	16	62	12	16
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		17	5	7	29	6	0	18	6	5

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		46	6	10	48	5	10
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	62	12	16	62	12	16
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		16	6	6	14	7	6

<板倉区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		103	21	24	96	22	20	89	22	22
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	119	36	35	119	36	35	119	36	35
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		16	15	11	23	14	15	30	14	13

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		81	22	22	75	22	22
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	119	36	35	119	36	35
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		38	14	13	44	14	13

<清里区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		45	12	5	35	11	11	33	11	9
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	50	16	14	50	16	14	50	16	14
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		5	4	9	15	5	3	17	5	5

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		33	10	9	37	10	9
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	50	16	14	50	16	14
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		17	6	5	13	6	5

<三和区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		105	27	25	100	27	30	94	27	27
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	130	30	40	130	30	40	130	30	40
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		25	3	15	30	3	10	36	3	13

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳		2号 3~5歳	3号 0・1歳 2歳	
①量の見込み		83	27	26	83	27	25
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	130	30	40	130	30	40
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		47	3	14	47	3	15

<名立区>

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		34	10	7	33	9	9	29	9	8
②確保の内容	特定教育・保育施設	39	11	10	39	11	10	39	11	10
	企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		5	1	3	6	2	1	10	2	2

年度		令和5年度			令和6年度		
認定区分		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳
①量の見込み		27	9	7	27	9	7
②確保の内容	特定教育・保育施設	39	11	10	39	11	10
	企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
②-①		12	2	3	12	2	3

③ 満3歳未満児の保育利用率（上越市全体）

各年度で想定している満3歳未満児の保育利用率は、以下のとおりです。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満児の推計人数	3,745	3,601	3,532	3,455	3,380
3号認定の利用定員数	2,276	2,277	2,273	2,273	2,275
保育利用率	60.8%	63.2%	64.4%	65.8%	67.3%

※平成31年4月1日現在における満3歳未満児の保育利用率は58.7%

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

### (1) 利用者支援事業・・・1区域（市全域）

- 子どもや保護者の身近な場所で必要な支援が受けられるように、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や利用に向けた相談・支援を行います。

#### ① 量の見込みの考え方

オーレンプラザこどもセンターにおいて、子育て支援の情報や地域の情報の提供や子育て相談を行うとともに、一人一人の状況に応じてきめ細かく支援します。

また、母子保健型として、すこやかにくらし包括支援センター及び13区総合事務所に、子育て支援包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの、切れ目のない相談支援を実施します。

#### ② 確保の内容の考え方

現行の実施体制でより地域に身近な所で、支援が必要な人に情報提供等ができているため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図ります。

実績（実施箇所数）					
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	14	14	14

推計（実施箇所数）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	14	14	14	14	14
②確保の内容	15	15	15	15	15
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	14	14	14	14	14
②-①	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0

**(2) 妊婦健診事業（妊婦一般健康診査事業）・・・1区域（市全域）**

- 妊婦の健康状態、胎児の発育状況等を定期的に確認するとともに、健康の維持・増進を促すために、妊婦一般健康診査費用14回分の公費負担と保健指導を行い、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。

**① 量の見込みの考え方**

令和2年度以降の推計人口から、0歳児人口を妊婦の人数として見込み、これに健診回数14回を乗じて算出しました。

**② 確保の内容の考え方**

現行の実施体制で量の見込みに対応できるため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図ります。

実績（延べ受診回数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
17,331	16,648	16,143	15,788	16,842

推計						
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み（延べ受診回数）	16,478	16,128	15,764	15,428	15,092	
	受診票交付数（実人数）	1,177	1,152	1,126	1,102	1,078
	一人当たり健診回数（回）	14	14	14	14	14
②確保の内容	実施場所	県内委託医療機関及び助産所（市内は6医療機関）				
	実施体制	県内委託医療機関等へ市が発行する受診票を持参し受診する。 ＊県外で妊婦健診を受診した場合、償還払いで対応する。				
	検査項目	県が示す基準に準じる。				
	実施時期	県が示す基準に準じる。				



**(3) 乳児家庭全戸訪問事業・・・1区域（市全域）**

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言及び指導を行います。

**① 量の見込みの考え方**

令和2年度以降の推計人口をもって0歳児の人口としました。

**② 確保の内容の考え方**

現行の実施体制でより地域に身近な所で、支援が必要な人に情報提供等ができているため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図ります。

実績（実人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
1,434	1,320	1,309	1,208	1,221

推計						
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）		1,203	1,177	1,152	1,126	1,102
②確保の内容	実施場所	自宅または出産後退院先				
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後2か月までの家庭訪問は依頼助産師15人（上越助産師会）が実施する。訪問先が県内の場合、滞在先の市町村を通じて訪問を実施する。</li> <li>・生後2か月から4か月までの家庭訪問は依頼保健師2人が実施する。</li> </ul>				

**(4) 養育支援訪問事業（産前・産後ヘルパー派遣事業）等・・・1区域（市全域）**

- 養育支援が必要な家庭を訪問して、保健師や助産師による養育に関する相談、助言及び指導を行うとともに、ホームヘルパーによる育児・家事支援等を行います。
- また、要保護児童対策地域協議会構成員の専門性強化を図り、子どもと家庭に適切な支援を行うとともに、児童虐待の未然防止、早期発見、早期解決に取り組みます。

**① 量の見込みの考え方**

養育支援訪問事業の訪問件数は年によって増減するため、過去4年（平成27年度～30年度）のうち、過去の最大値である平成30年度実績を各年の量の見込みとします。

**② 確保の内容の考え方**

現行の訪問体制で量の見込みに対応できるため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図ります。

**■養育支援訪問事業**

実績（実人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
359	460	421	614	614

推計					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実人数）	614	614	614	614	614
	（延べ人数）	1,345	1,345	1,345	1,345
②確保の内容	実施場所	対象者自宅			
	実施体制	・養育に関する保健指導 市保健師等 ・育児・家事支援 委託事業所（市内4事業所）			
	実施時期	ホームヘルパーの派遣は生後16週以内で60時間を限度とする。（多胎児の場合は、生後1年以内で70時間を限度とする。）			

### (5) ファミリーサポートセンター運営事業・・・1区域（市全域）

- 市内に住所を有する育児の援助を受けたいおおむね12歳以下の子どもがいる人（依頼会員）と、育児を援助したい人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

#### ① 量の見込みの考え方

実績値は年度によって増減があることから、令和元年度の見込み量をもって推計値とします。

#### ② 確保の内容の考え方

現状、利用会員の希望を受け入れることができる提供会員数を確保していることから、量の見込みと同数を確保の内容とします。また、会員の状況に応じて、提供会員及び両方会員の拡充に向けた制度周知の取組を強化し、量の見込みの確保を図ります。

実績（延べ利用人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
2,382	2,530	2,780	2,434	2,500

推計（延べ利用人数）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保の内容	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②-①	0	0	0	0	0

#### ③ 会員数（令和元年8月31日現在）

提供会員数	依頼会員数	両方会員数	合計
232	467	51	750

## (6) 一時預かり事業・・・1区域（市全域）

- 家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点施設等で一時的に預かります。

### ① 幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### ① 量の見込みの考え方

平成30年度の利用人数に、過去4年（平成27年度～30年度）の平均減少率を乗じて算出しました。

#### ② 確保の内容の考え方

預かり保育は、利用定員を設けていませんが、利用希望者全員の受入が確保できている実績を踏まえ、量の見込みと同数を確保の内容とします。

実績（延べ利用人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
55,865	53,634	55,035	52,547	51,513

推計（延べ利用人数）					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50,500	49,506	48,532	47,577	46,641
②確保の内容	50,500	49,506	48,532	47,577	46,641
②-①	0	0	0	0	0

## ② 公立・私立保育園、ファミリーヘルプ保育園、こどもセンターでの一時預かり

### ① 量の見込みの考え方

公立・私立保育園及びファミリーヘルプ保育園の利用人数は、直近3か年（平成29年度～令和元年度）の平均利用人数をもって各年の量の見込みとします。

平成29年10月に一時預かり事業を開始した子どもセンターにあつては、実績のサンプル数が少ないため、平成30年度の延べ利用人数をもって推計値とします。

### ② 確保の内容の考え方

施設毎の利用定員と開所日数から確保の内容を算出しました。

- ・公立保育園  
16園×3人/日×292日=14,016人/年
- ・私立保育園  
3園×3人/日×292日=2,628人/年
- ・ファミリーヘルプ保育園  
50人/日×365日=18,250人/年
- ・こどもセンター  
12人/日×335日=4,020人/年

実績（延べ利用人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
14,919	14,350	16,296	17,810	16,452

推計（延べ利用人数）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17,079	17,079	17,079	17,079	17,079
②確保の内容	38,914	38,914	38,914	38,914	38,914
②-①	21,835	21,835	21,835	21,835	21,835

## (7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）・・・1区域（市全域）

- 生後3か月から小学校6年生までの病気の子どもまたは病気の回復期の子どもを、専用スペースで一時的に預かり、看護師、保育士が保育を行います。
- 本市には病児保育室が1か所、病後児保育室が2か所あります。

### ① 量の見込みの考え方

感染症等の予測し難い要因によって影響を受けるため、過去5か年（平成27年度～令和元年度）のうち、最も多くの利用が見込まれる令和元年度の人数を各年の量の見込みとします。

### ② 確保の内容の考え方

- ・ 病児保育室は感染症流行期には、定員を上回る利用<sup>※5</sup>があります。
- ・ 病後児保育室では、感染症流行期の利用者増で2か所のうち一方が受け入れできない場合は、他方の保育室の利用を促していますが、感染症の種類が多岐にわたり隔離室が確保できない等の理由で受け入れできない日もあります。
- ・ 量の見込みと同数を確保の内容としますが、病児における定員を超える受け入れや、病後児における受け入れできない日など、感染症流行期においては不足が生じる実態があります。

実績（延べ利用人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
3,895	4,917	4,656	4,664	5,484

推計（延べ利用人数）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,484	5,484	5,484	5,484	5,484
②確保の内容	5,484	5,484	5,484	5,484	5,484
②-①	0	0	0	0	0

#### ※5 病児保育室の定員を上回る利用について

平成30年6月の開室日21日のうち、8日間で利用定員を上回る利用があり、最大で36人/日を受け入れました。令和元年7月の開室日22日のうち、18日間で利用定員を上回る利用があり、最大で38人/日を受け入れました。

**(8) 地域子育て支援拠点事業（こどもセンター、子育てひろば）・・・1区域（市全域）**

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
- 国では中学校区単位の設置を目指しています。本市においては、中学校区22区域に対して、地域子育て支援拠点施設はそれを上回る数を開設しています。

**① 量の見込みの考え方**

こどもセンター及び子育てひろばの認知度は94.4%（「子どもの生活実態に関するアンケート調査」に回答した年少の子どもを持つ保護者の認知度）であり、広く認知されていることがわかりました。

市民プラザこどもセンター及び子育てひろばの延べ利用人数は年々減少しているものの、平成29年10月に開設したオーレンプラザこどもセンターによって、平成29年度、30年度の延べ利用人数は増加しましたが、令和元年度以降は少子化の進行や未満児保育の利用者増加等に伴って減少する見込みです。

量の見込みは、平成30年～令和6年（各年4月1日）における各年の乳幼児人口の減少率と年間延べ利用人数を乗じ、さらに12か月で除して算出します。

**② 確保の内容の考え方**

こどもセンター及び子育てひろばは、利用定員を設けておらず、利用希望者を全て受け入れています。

なお、年間の平均利用人数が少ない子育てひろばにあっては、その機能を維持しつつ、実施形態を見直します。

<上越市全体>

実績（上段：年間延べ利用人数、下段：月当たり延べ利用人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
198,713	204,343	215,705	223,360	214,872
16,559	17,028	17,975	18,613	17,906

推計（①量の見込み…月当たり延べ利用人数、②確保の内容…開設箇所数）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17,153	16,554	15,925	15,479	15,014
②確保の内容	24	24	24	24	24

**(9) 時間外保育事業（延長保育事業）・・・14区域（旧市町村）**

- 保育の給付認定を受けた子どもについて、その保護者の勤務時間等の都合により通常の保育時間を超えて保育が必要になる場合は、保育時間を延長して子どもを保育します。

**① 量の見込みの考え方**

平成30年度の実利用人数に、過去4か年（平成27年度～30年度）の平均増加率を乗じて算出しました。

**② 確保の内容の考え方**

希望する全ての子どもに対して延長保育を提供できている実績を踏まえ、量の見込みと同数を確保の内容とします。

<上越市全体>

実績（実人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
2,155	2,269	2,147	2,171	2,178

推計（実人数）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実人数）	2,186	2,193	2,201	2,209	2,216
②確保の内容	2,186	2,193	2,201	2,209	2,216
②-①	0	0	0	0	0

※14区域それぞれにおいて、保育の給付認定を受けた子どもに対する通常保育の提供体制が確保できる見込みのため、その通常保育の時間を超えて引き続き実施する延長保育についても、それぞれの区域において提供体制が確保できる見込みであることから、14区域での表記を省略しています。



**(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・小学校区**

- 昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

**① 量の見込みの考え方**

各区域の量の見込みを算出するに当たっては、＜上越市全体＞における量の見込みを求め、その数量に対して、各区域の直近（平成30年度）の利用者数をもって按分し算出しました。

なお、＜上越市全体＞における量の見込みの算出に当たっては、平成30年度の利用者数を基に、1年生～3年生は過去4か年（平成27年度～30年度）の平均増加率を、4年生～6年生は過去4か年（平成27年度～30年度）の平均減少率をそれぞれ乗じて算出しました。

**② 確保の内容の考え方**

全ての小学校区に放課後児童クラブを整備しており、また、待機児童が生じていないことから、引き続き、現行の受入体制を維持し、量の見込みの確保を図ります。

**＜上越市全体＞**

実績（実人数）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
1,334	1,292	1,426	1,490	1,620

推計（実人数）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,665	1,685	1,695	1,720	1,747
1年生	566	577	584	592	605
2年生	481	513	534	556	581
3年生	400	401	399	401	405
4年生	157	149	142	140	131
5年生	54	41	32	27	22
6年生	7	4	4	4	3
②確保の内容	2,433	2,433	2,433	2,433	2,433
②-①	768	748	738	713	686

<小学校区>

		推計（実人数）				
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大手町小学校 放課後児童ク ラブ	①量の見込み	36	37	39	42	44
	1年生	16	19	20	20	20
	2年生	8	6	7	8	10
	3年生	4	5	5	6	7
	4年生	7	7	7	8	7
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	45	45	45	45	45
②-①	9	8	6	3	1	
東本町小学校 放課後児童ク ラブ	①量の見込み	74	76	78	79	79
	1年生	26	27	28	28	27
	2年生	19	19	20	21	23
	3年生	17	16	16	16	18
	4年生	7	9	10	10	9
	5年生	5	5	4	4	2
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	80	80	80	80	80
②-①	6	4	2	1	1	
南本町小学校 放課後児童ク ラブ	①量の見込み	41	41	40	40	41
	1年生	11	12	12	12	13
	2年生	14	15	16	17	18
	3年生	7	7	6	7	7
	4年生	6	5	5	4	3
	5年生	3	2	1	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	50	50	50	50	50
②-①	9	9	10	10	9	
黒田小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	23	24	25	28	31
	1年生	8	8	9	10	10
	2年生	4	5	6	8	10
	3年生	5	5	4	5	6
	4年生	6	6	6	5	5
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	17	16	15	12	9	
飯小学校放課 後児童クラブ	①量の見込み	74	76	79	78	78
	1年生	27	28	29	29	30
	2年生	25	27	28	28	28
	3年生	13	13	14	15	14
	4年生	4	3	3	3	3
	5年生	5	5	5	3	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	90	90	90	90	90
②-①	16	14	11	12	12	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
富岡小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	24	25	26	25	25
	1年生	6	6	6	5	5
	2年生	9	10	11	11	11
	3年生	8	8	8	8	8
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	6	5	4	5	5	
稲田小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	63	67	67	67	67
	1年生	24	25	24	25	25
	2年生	20	21	22	21	22
	3年生	14	15	15	15	14
	4年生	5	6	6	6	6
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	80	80	80	80	80
②-①	17	13	13	13	13	
和田小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	27	27	28	30	30
	1年生	6	7	8	9	10
	2年生	8	8	8	8	7
	3年生	8	9	10	11	12
	4年生	4	3	2	2	1
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	35	35	35	35	35
②-①	8	8	7	5	5	
大和小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	33	33	32	31	30
	1年生	17	19	20	21	22
	2年生	6	6	6	5	4
	3年生	6	5	4	3	2
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	2	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	7	7	8	9	10	
春日小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	109	108	109	111	114
	1年生	38	38	39	40	41
	2年生	36	37	38	38	40
	3年生	27	26	26	27	28
	4年生	6	5	4	4	3
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	150	150	150	150	150
②-①	41	42	41	39	36	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高志小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	78	77	78	82	87
	1年生	32	32	33	35	38
	2年生	23	24	25	27	28
	3年生	18	18	18	18	19
	4年生	3	2	2	2	2
	5年生	2	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	115	115	115	115	115
②-①	37	38	37	33	28	
諏訪小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	11	10	10	10	10
	1年生	3	3	3	3	3
	2年生	4	3	4	4	4
	3年生	4	4	3	3	3
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	13	13	13	13	13
②-①	2	3	3	3	3	
三郷小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	14	11	9	7	5
	1年生	7	6	5	4	3
	2年生	0	1	1	1	1
	3年生	5	4	3	2	1
	4年生	1	0	0	0	0
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	25	25	25	25	25
②-①	11	14	16	18	20	
戸野目小学校 放課後児童ク ラブ	①量の見込み	30	33	33	32	33
	1年生	5	6	6	5	5
	2年生	12	13	13	12	12
	3年生	11	12	13	13	14
	4年生	2	2	1	2	2
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	10	7	7	8	7	
上雲寺小学校 放課後児童ク ラブ	①量の見込み	21	22	23	23	23
	1年生	10	11	12	12	11
	2年生	5	6	5	5	6
	3年生	4	4	5	5	6
	4年生	2	1	1	1	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	25	25	25	25	25
②-①	4	3	2	2	2	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大町小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	44	43	42	42	43
	1年生	16	16	16	16	17
	2年生	9	9	10	11	12
	3年生	8	8	8	8	7
	4年生	8	8	7	7	7
	5年生	3	2	1	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	60	60	60	60	60
②-①	16	17	18	18	17	
高士小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	5	4	4	4	4
	1年生	3	2	2	2	2
	2年生	1	1	1	1	1
	3年生	1	1	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	15	16	16	16	16	
八千浦小学校 放課後児童ク ラブ	①量の見込み	22	21	20	22	22
	1年生	11	8	6	7	6
	2年生	6	7	7	7	7
	3年生	4	5	6	7	8
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	8	9	10	8	8	
直江津小学校 放課後児童ク ラブ	①量の見込み	30	31	31	32	33
	1年生	8	9	10	9	10
	2年生	8	8	8	8	8
	3年生	8	8	7	8	8
	4年生	4	5	5	6	7
	5年生	1	1	1	1	0
	6年生	1	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	10	9	9	8	7	
古城小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	7	6	5	5	4
	1年生	1	1	1	1	1
	2年生	4	3	2	2	2
	3年生	0	1	1	1	1
	4年生	1	1	1	1	0
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	35	35	35	35	35
②-①	28	29	30	30	31	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
直江津南小学校 放課後児童 クラブ	①量の見込み	62	62	60	58	56
	1年生	18	17	15	14	13
	2年生	11	11	12	12	12
	3年生	14	15	15	15	14
	4年生	13	13	13	13	13
	5年生	6	6	5	4	4
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	8	8	10	12	14	
北諏訪小学校 放課後児童ク ラブ	①量の見込み	16	15	14	14	13
	1年生	3	3	2	2	2
	2年生	5	5	5	4	4
	3年生	5	4	4	4	3
	4年生	2	2	2	3	3
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	4	5	6	6	7	
保倉小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	23	26	27	29	30
	1年生	8	9	9	10	11
	2年生	7	9	9	10	10
	3年生	2	1	1	0	0
	4年生	6	7	8	9	9
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	50	50	50	50	50
②-①	27	24	23	21	20	
有田小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	145	156	161	167	168
	1年生	50	52	53	53	55
	2年生	39	45	48	50	52
	3年生	49	54	56	60	58
	4年生	4	2	1	1	0
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	180	180	180	180	180
②-①	35	24	19	13	12	
春日新田小学 校放課後児童 クラブ	①量の見込み	55	57	57	57	61
	1年生	24	24	25	25	25
	2年生	14	14	14	15	18
	3年生	11	12	12	12	14
	4年生	4	5	4	4	3
	5年生	1	2	2	1	1
	6年生	1	0	0	0	0
	②確保の内容	80	80	80	80	80
②-①	25	23	23	23	19	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国府小学校 放課後児童 クラブ	①量の見込み	73	79	80	82	83
	1年生	27	28	28	28	27
	2年生	19	23	24	26	27
	3年生	20	22	23	24	26
	4年生	6	5	5	4	3
	5年生	1	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	90	90	90	90	90
②-①	17	11	10	8	7	
谷浜小学校 放課後児童 クラブ	①量の見込み	4	4	3	3	3
	1年生	2	2	2	2	2
	2年生	2	2	1	1	1
	3年生	0	0	0	0	0
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	6	6	7	7	7	
高田西小学 校放課後児 童クラブ	①量の見込み	80	80	81	82	84
	1年生	27	28	28	29	30
	2年生	26	27	27	27	28
	3年生	22	21	23	24	24
	4年生	3	3	2	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	0	0	0	0
	②確保の内容	90	90	90	90	90
②-①	10	10	9	8	6	
安塚放課後 児童クラブ	①量の見込み	13	12	12	13	13
	1年生	4	3	3	3	3
	2年生	4	4	4	4	4
	3年生	4	4	3	4	4
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	0	0	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	17	18	18	17	17	
浦川原放課 後児童クラ ブ	①量の見込み	26	25	26	26	26
	1年生	10	11	11	11	11
	2年生	10	10	11	11	11
	3年生	3	2	2	2	2
	4年生	3	2	2	2	2
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	14	15	14	14	14	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大島放課後児童クラブ	①量の見込み	6	6	6	6	5
	1年生	4	4	4	4	3
	2年生	1	1	1	1	1
	3年生	1	1	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	14	14	14	14	15	
牧放課後児童クラブ	①量の見込み	9	8	7	6	5
	1年生	4	4	3	2	2
	2年生	2	2	2	2	2
	3年生	3	2	2	2	1
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	11	12	13	14	15	
柿崎放課後児童クラブ	①量の見込み	37	36	36	36	35
	1年生	9	8	7	6	6
	2年生	10	12	14	17	17
	3年生	12	11	10	8	8
	4年生	4	4	4	4	4
	5年生	2	1	1	1	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	60	60	60	60	60
②-①	23	24	24	24	25	
上下浜放課後児童クラブ	①量の見込み	15	15	14	13	13
	1年生	4	3	2	1	1
	2年生	3	3	3	3	3
	3年生	6	7	7	7	7
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	15	15	15	15	15
②-①	0	0	1	2	2	
下黒川放課後児童クラブ	①量の見込み	13	12	12	11	10
	1年生	4	4	4	4	4
	2年生	1	1	1	0	0
	3年生	4	4	4	3	3
	4年生	1	1	1	0	0
	5年生	3	2	2	4	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	17	18	18	19	20	



区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大瀧放課後児童クラブ	①量の見込み	82	83	84	84	85
	1年生	25	25	26	27	28
	2年生	24	25	25	25	26
	3年生	12	13	13	13	13
	4年生	16	16	16	15	15
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	4	4	4	4	3
	②確保の内容	90	90	90	90	90
②-①	8	7	6	6	5	
南川放課後児童クラブ	①量の見込み	45	45	45	46	47
	1年生	19	19	19	19	20
	2年生	16	19	20	22	24
	3年生	9	6	5	4	2
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	60	60	60	60	60
②-①	15	15	15	14	13	
大瀧放課後児童クラブ	①量の見込み	29	32	33	35	37
	1年生	9	11	11	12	12
	2年生	7	9	10	12	13
	3年生	12	12	12	11	12
	4年生	1	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	11	8	7	5	3	
明治放課後児童クラブ	①量の見込み	10	10	10	10	11
	1年生	2	2	3	3	3
	2年生	5	6	6	6	7
	3年生	2	1	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	1	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	15	15	15	15	15
②-①	5	5	5	5	4	
吉川放課後児童クラブ	①量の見込み	24	27	28	30	32
	1年生	9	11	13	15	17
	2年生	7	9	9	10	11
	3年生	4	4	3	2	1
	4年生	3	3	3	3	3
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	35	35	35	35	35
②-①	11	8	7	5	3	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中郷放課後児童クラブ	①量の見込み	9	7	6	5	5
	1年生	1	1	2	2	2
	2年生	1	1	1	1	1
	3年生	3	2	2	1	1
	4年生	3	2	1	1	1
	5年生	1	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
②確保の内容	25	25	25	25	25	
②-①	16	18	19	20	20	
板倉放課後児童クラブ	①量の見込み	11	10	10	11	11
	1年生	4	3	3	3	2
	2年生	5	6	6	7	8
	3年生	2	1	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
②確保の内容	30	30	30	30	30	
②-①	19	20	20	19	19	
宮嶋放課後児童クラブ	①量の見込み	6	6	6	6	7
	1年生	4	3	2	3	3
	2年生	1	1	2	2	2
	3年生	0	1	1	0	0
	4年生	1	1	1	1	2
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
②確保の内容	20	20	20	20	20	
②-①	14	14	14	14	13	
山部放課後児童クラブ	①量の見込み	4	3	4	4	5
	1年生	1	1	1	1	1
	2年生	1	1	2	2	2
	3年生	2	1	1	1	2
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
②確保の内容	10	10	10	10	10	
②-①	6	7	6	6	5	
豊原放課後児童クラブ	①量の見込み	15	13	10	8	7
	1年生	2	1	1	1	1
	2年生	4	4	3	3	3
	3年生	6	6	5	3	3
	4年生	3	2	1	1	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
②確保の内容	40	40	40	40	40	
②-①	25	27	30	32	33	

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清里放課後児童クラブ	①量の見込み	13	13	12	13	15
	1年生	2	1	1	1	2
	2年生	8	10	10	11	12
	3年生	3	2	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	②-①	17	17	18	17	15
里公放課後児童クラブ	①量の見込み	18	16	15	15	15
	1年生	2	2	2	2	2
	2年生	5	5	5	6	6
	3年生	9	8	7	6	6
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	45	45	45	45	45
	②-①	27	29	30	30	30
上杉放課後児童クラブ	①量の見込み	5	4	4	4	4
	1年生	1	1	1	1	1
	2年生	3	2	2	2	2
	3年生	1	1	1	1	1
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	20	20	20	20	20
	②-①	15	16	16	16	16
美守放課後児童クラブ	①量の見込み	10	10	11	11	12
	1年生	3	3	3	3	4
	2年生	5	4	5	6	6
	3年生	0	2	2	2	2
	4年生	1	1	1	0	0
	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	②-①	20	20	19	19	18
名立放課後児童クラブ	①量の見込み	7	6	6	6	6
	1年生	1	1	1	1	2
	2年生	3	2	2	2	1
	3年生	3	3	3	3	3
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	45	45	45	45	45
	②-①	38	39	39	39	39

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上越教育大学 附属小学校放 課後児童クラ ブ	①量の見込み	34	35	37	39	40
	1年生	8	9	10	11	11
	2年生	11	11	12	13	13
	3年生	4	4	5	6	7
	4年生	9	9	9	9	9
	5年生	2	2	1	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	50	50	50	50	50
②-①	16	15	13	11	10	

**(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・1区域（市全域）**

- 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園及び国立大学附属幼稚園を利用する際の実費徴収である給食費（副食費）の一部を低所得で生計が困難である者等の子どもの保護者に対して給付します。

**① 量の見込みの考え方**

教育・保育の量の見込みのうち、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園及び国立大学附属幼稚園の利用見込み人数に、給食費免除の実績を乗じて算出しました。

**② 確保の内容の考え方**

量の見込みと同数を確保の内容とします。

推計（実人数）					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	69	69	69	69	69
②確保の内容	69	69	69	69	69
②-①	0	0	0	0	0

---

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

---

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営を推進します。

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園については、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育園からの移行や新たな設置について、教育・保育の需要と供給を考慮し妥当である場合においては、設置を推進します。

### (2) 質の高い教育・保育の役割とその推進方策

- ・ 私立幼稚園、私立保育園に対しては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、新制度への移行を支援していきます。なお、私立と公立がバランスよく学校教育・保育を提供できるよう、民間活力を積極的に導入していくとともに、民間活力の導入が難しい地域は、市が責任を持って学校教育・保育を提供していきます。
- ・ 特別支援を必要とする子どもに対しては、上越市障害者福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めていきます。
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちを大切にす教育・保育を実践します。

### (3) 地域の子育て支援の役割とその推進方策

- ・ 全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図りながら、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。
- ・ それぞれの家庭や子どもの状況に応じて活用できる地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ・ 子育ての負担や不安、孤立感を緩和するため、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

### (4) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を進めるとともに早期に相談体制を組織し、保護者の支援に努めます。

# 第6章

## 計画の推進、評価

---

---

## 1 計画の推進

---

### (1) 庁内推進体制の整備・充実と連携強化、関係機関との連携強化

本計画の実施にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

また、国・県をはじめとする関係機関との連携強化を図り、各施策の実施にあたっては、それぞれの実施主体が中心となり、関係機関が必要に応じて連携・協力しながらより効果的となるよう努めます。

### (2) 市民、関係団体、事業者との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育てにかかわる、家庭をはじめとした、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

---

## 2 計画の評価

---

### (1) 上越市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について調査審議する「上越市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理及び評価を行います。

### (2) 評価及び結果の公表

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況および成果を検証していく必要があります。

このため、毎年度「上越市子ども・子育て会議」において本計画の進捗状況を点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画最終年度である令和6年度には、再度、市民ニーズ調査等を実施したうえで、計画の実施状況を評価・検証し、次期計画を策定します。



# 資料編

---

# 1 子どもの生活実態に関するアンケート調査結果の概要

## (1) アンケート調査の概要

### ①目的

当市において、子どものいる世帯の生活実態等を把握するとともに、その結果から家庭や地域が抱えている課題を整理した上で、今後の支援に向けた施策の方向性と対応方針をまとめ、これらを「上越市子ども・子育て支援総合計画」の策定作業に反映していくことを目的に実施しました。

### ②調査期間

平成30年7月2日～7月20日まで

### ③アンケートの配布及び回収方法

園及び学校を通じて対象となる世帯に配布し、世帯単位で回収しました。

### ④アンケートの対象と実施状況

市内の保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校に通う児童・生徒並びにその保護者のうち以下の人を対象に実施しました。

- ・年長児、小学校3年生、6年生、中学校2年生の「保護者」
- ・小学校6年生、中学校2年生の「児童・生徒（以下「子ども」という）」

区分	保護者数	回収数	回収率	子ども数	回収数	回収率
年長児	1,522人	1,297人	85.22%	—	—	—
小学校3年生	1,594人	1,403人	88.02%	—	—	—
小学校6年生	1,773人	1,464人	82.57%	1,773人	1,464人	82.57%
中学校2年生	1,825人	1,452人	79.56%	1,825人	1,452人	79.56%
合計	6,714人	5,616人	83.65%	3,598人	2,916人	81.05%

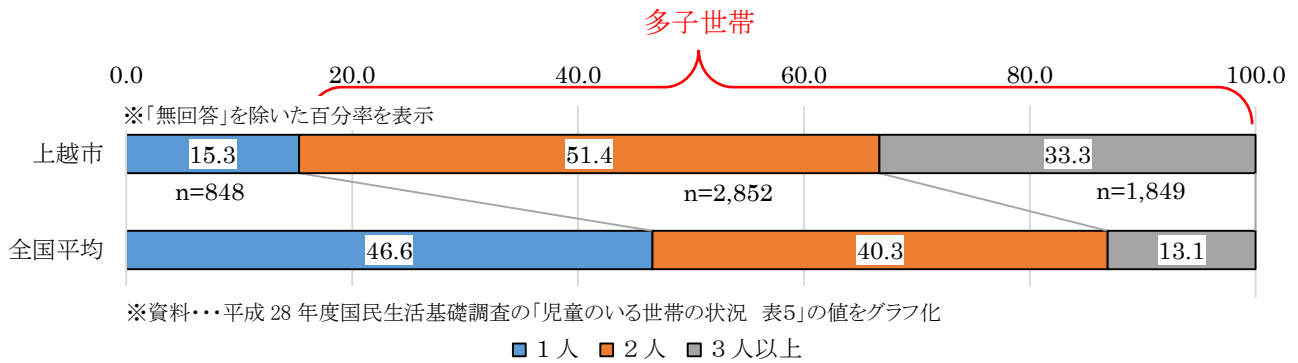
### ⑤調査内容

保護者	子ども
1. 経済的状況について ・世帯の収入 ・支払等ができなかった経験の有無 2. 保護者の状況について ・就労状況 ・困ったときの相談相手の有無 3. 食事・居場所の状況について ・子どもの朝食及び夕食の孤食の状況 ・放課後や長期休暇の子ども居場所 4. 教育・進学状況について ・進学の見通し 等	1. 食事・居場所の状況について ・放課後の居場所 ・家は心がほっとする場所か 2. 学校や勉強について ・学校の授業はわかるか ・勉強や遊びの時間を決めているか ・最終的な教育段階はどこまで希望しているか 3. 子ども自身の考えについて ・自分の将来に明るい希望を持っているか ・自分には良いところがあるか 等

## (2) アンケート結果（単純集計）

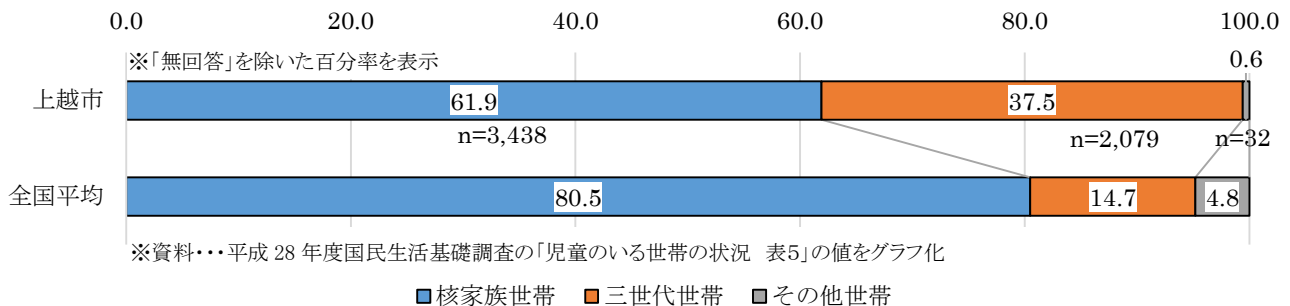
## ①子どもの人数について（全国平均との比較）

子どもの人数は「2人」が51%で最も多く、次いで「3人以上」が33%、「1人」は15%でした。これらを全国平均と比較すると、「1人」の割合は全国平均の約3分の1、また、「2人以上」の多子世帯の割合は全国平均の53%に対し85%と、32ポイント（以下「pt」という。）高い状況となっています。特に「3人以上」の割合は33%で、全国平均に比べ20pt高い状況にあります。



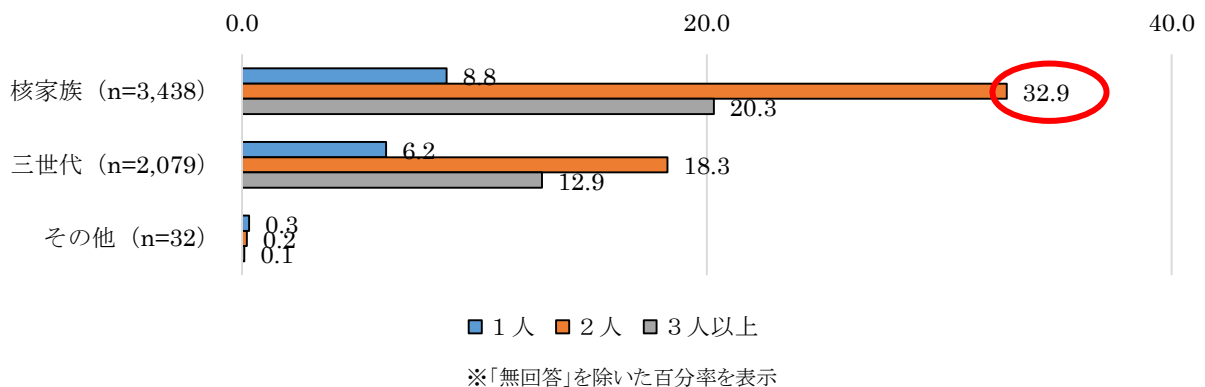
## ②世帯構造について（全国平均との比較）

子どものいる世帯の構造は「核家族世帯」が62%、次いで「三世帯世帯」が38%、「その他世帯」が0.6%となっています。これを全国平均と比較すると、「核家族世帯」の割合は19pt低く、また、「三世帯世帯」の割合は23pt高い結果が明らかとなりました。



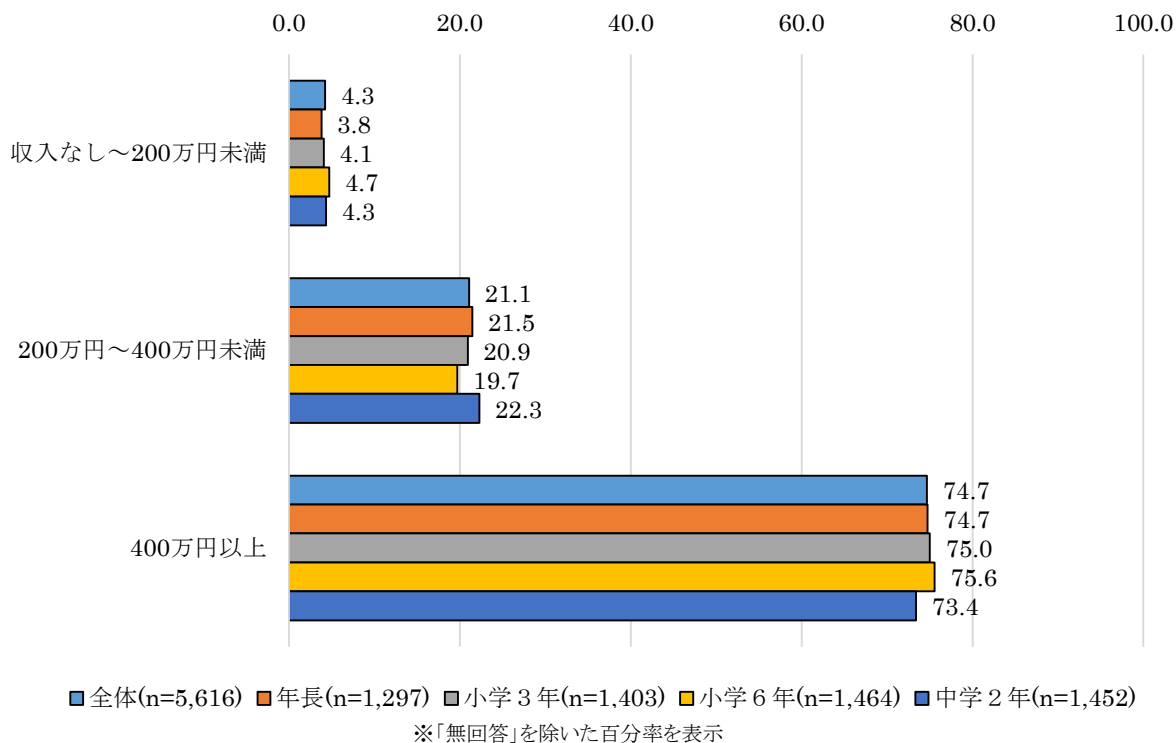
## ③子どもの人数と世帯構造について

世帯構造と1世帯当たりの子どもの人数との関係を見ると、「核家族世帯で子どもが2人」の世帯が33%で全体の3分の1を占め、次いで「核家族世帯で子どもが3人以上」の世帯が20%、「三世帯世帯で子どもが2人」の世帯が18%となっています。



④平成 29 年中における世帯当たりの構成員全員の年収について

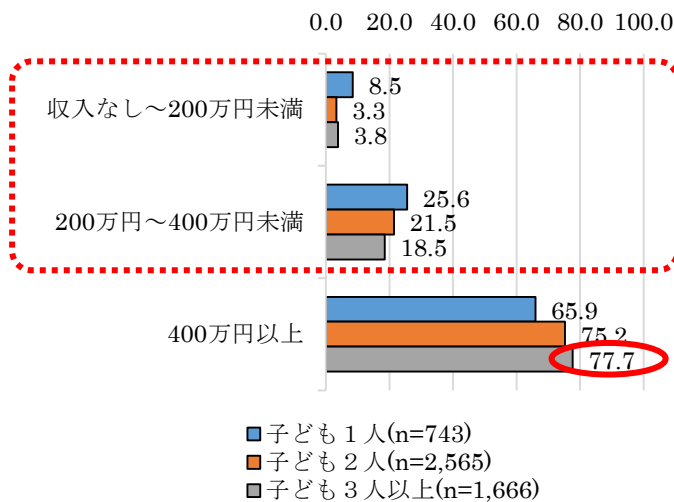
平成 29 年中における年収は、「200 万円未満」の世帯が 4%、「200 万円以上 400 万円未満」の世帯が 21%、「400 万円以上」の世帯が 75%に大別されることがわかりました。



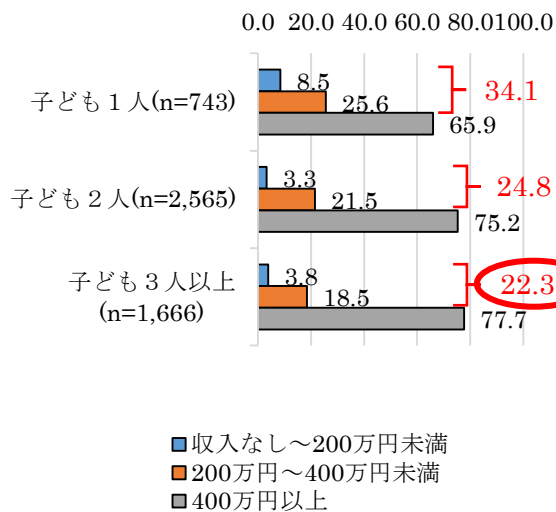
⑤世帯年収と子どもの人数の相関について

世帯当たりの子どもの人数が 1 人、2 人、3 人以上と増加するにつれて、世帯の年収が「200 万円未満」及び「200 万円以上 400 万円未満」の世帯の構成比が下降し、一方で年収が「400 万円以上」の世帯の構成比が上昇していることから「400 万円以上」を境目に、多子世帯の割合が増加する傾向が認められます。

【世帯年収からみた割合】



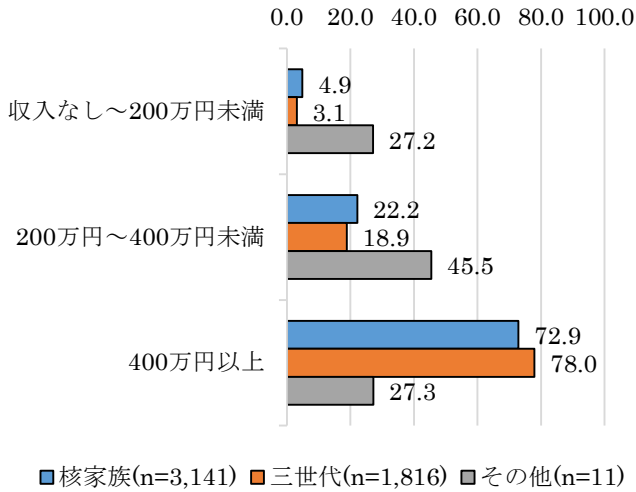
【子どもの人数からみた割合】



⑥世帯年収と世帯構造の相関について

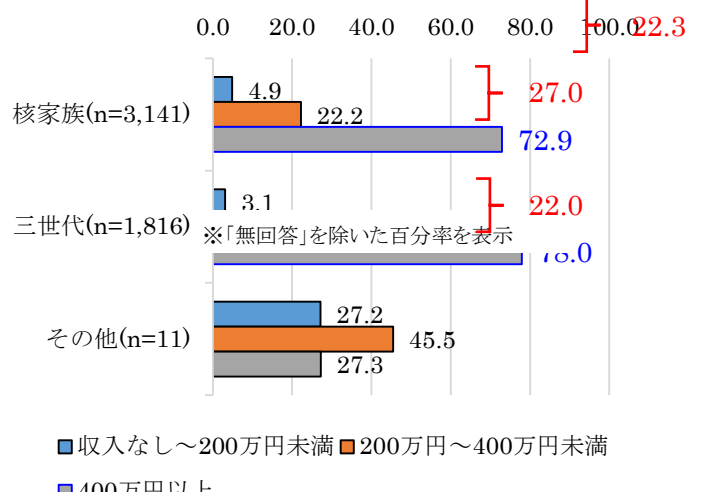
核家族世帯と三世帯世帯を比べると、年収「200万円未満」及び「200万円以上 400万円未満」の世帯の割合は「核家族世帯」が「三世帯世帯」よりも5pt高く、年収「400万円以上」の世帯の割合は「核家族世帯」が「三世帯世帯」よりも5pt低い結果となりました。

【世帯年収からみた割合】



※「無回答」を除いた百分率を表示

【世帯構造からみた割合】



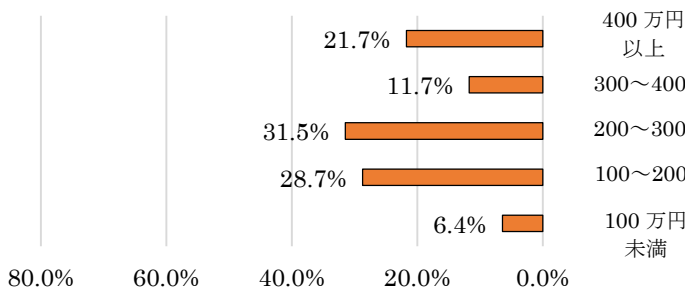
※「無回答」を除いた百分率を表示

⑦ひとり親世帯の収入・就業・世帯数の状況

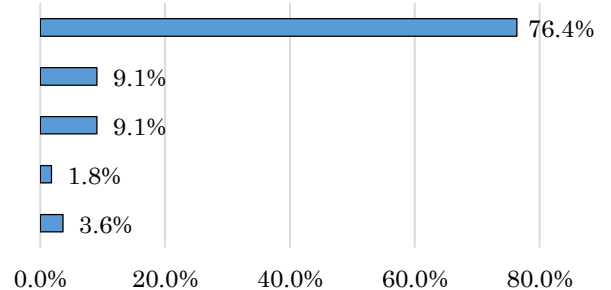
収入状況では300万円未満の母子世帯は、全体の約7割となっています。

就業状況では、母子世帯の半数以上が派遣・契約社員、パート・アルバイト等の非正規雇用となっています。

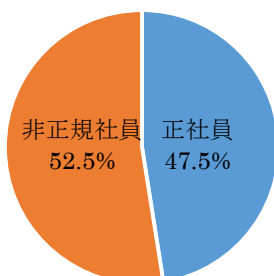
【母子世帯の収入状況】



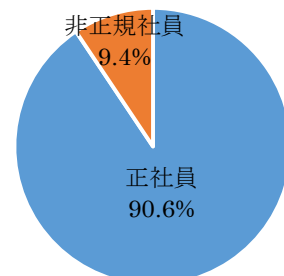
【父子世帯の収入状況】



【母子世帯の就業状況】



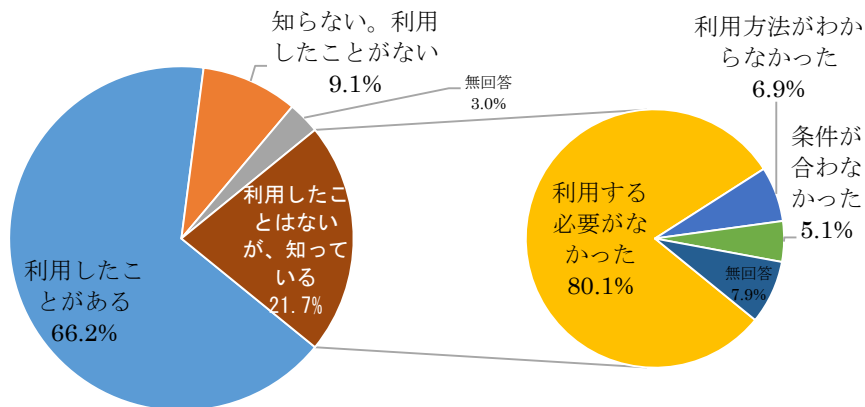
【父子世帯の就業状況】



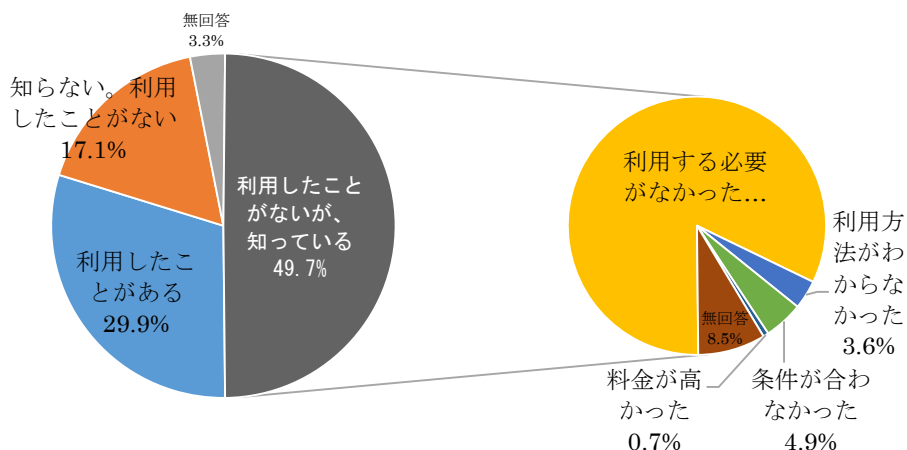
⑧子育て支援施設の認知度

こどもセンター、子育てひろばの認知度は87.9%、保育園・こどもセンターの一時預かりの認知度は79.6%、ファミリーサポートセンターの認知度は74.7%、ファミリーヘルプ保育園の認知度は84.5%、病児・病後児保育室の認知度は86.7%、放課後児童クラブの認知度は91.1%でした。

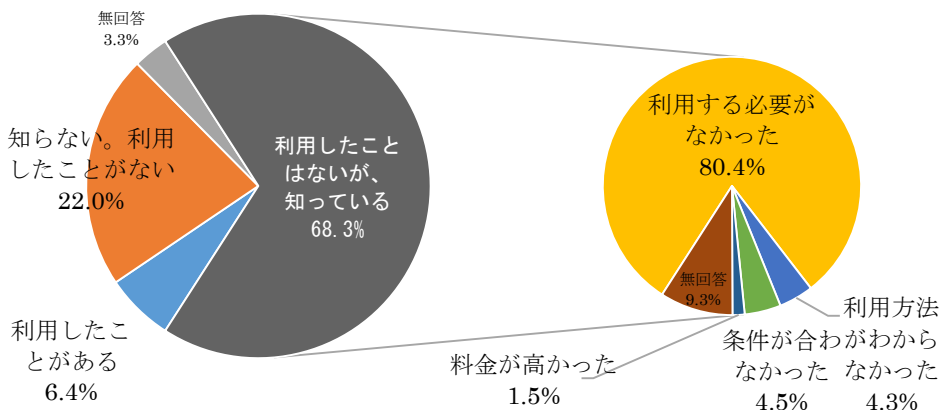
■こどもセンター、子育てひろばの認知度



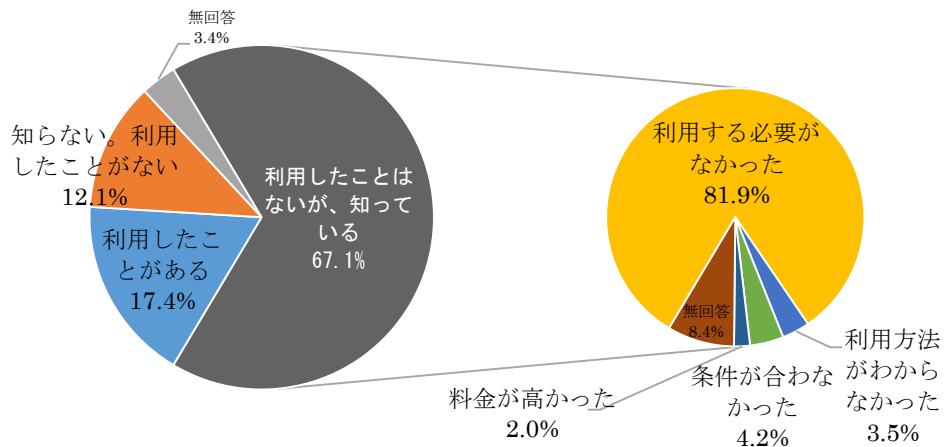
■保育園・こどもセンターが行う一時預かりの認知度



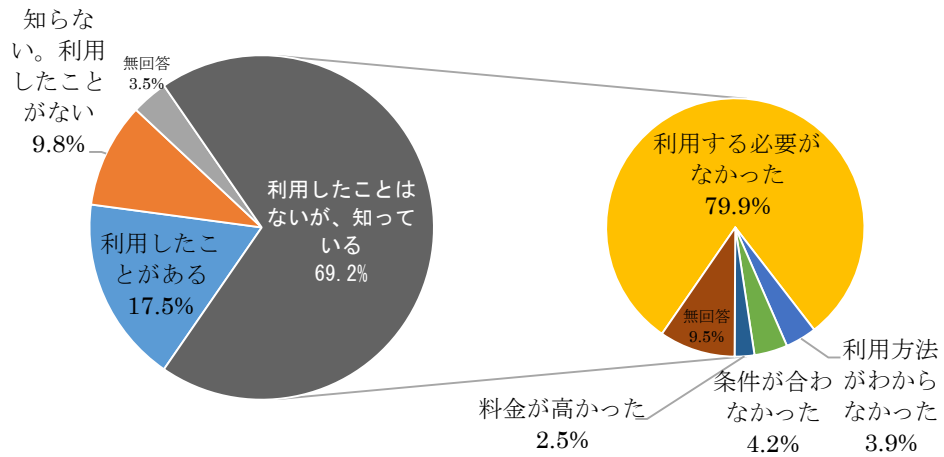
■ファミリーサポートセンターの認知度



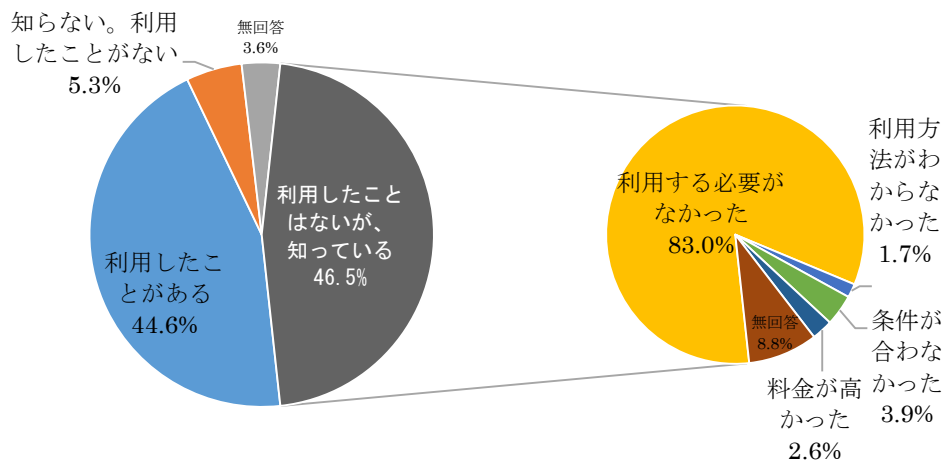
■ファミリーヘルプ保育園の認知度



■病児・病後児保育室の認知度



■放課後児童クラブの認知度



## (4) アンケート結果の分析（クロス集計）

国が公表している「平成 23 年度親と子の生活意識に関する調査」の「相対的貧困層の算出方法（考え方）」及び「平成 28 年度国民生活基礎調査」の「1 世帯当たり平均所得金額」などの数値を参考に、世帯人数ごとに「困窮層該当年収」の基準を定めた上で、当該世帯の平成 29 年中の世帯全員の収入の合計額が基準を上回る世帯を「一般層」、下回る世帯を「困窮層」と位置付け、分析しました。

世帯人数	困窮層該当年収
2人	200万円まで
3人	250万円まで
4～5人	300万円まで
6人	350万円まで
7～8人	400万円まで

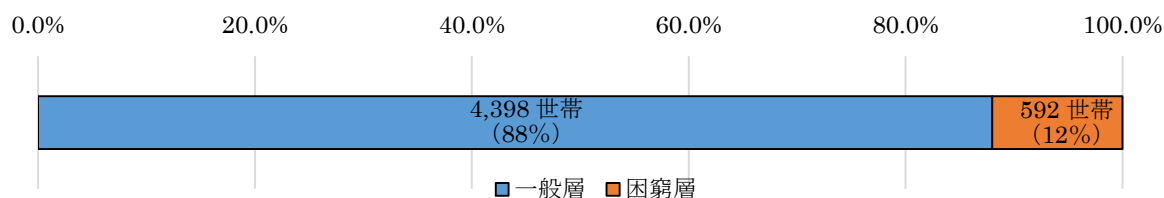
※世帯人数を問わず、400万円以上は一般層に区分

## ① 経済的状況について

上記の基準を基に回答のあった 4,990 世帯を分類すると、一般層は 4,398 世帯<全体の 88%>、困窮層は 592 世帯<全体の 12%>となりました。それぞれの層における世帯の年収を見ると、まず、困窮層では、年収「200万円以上 300万円未満」の世帯が最も多く 45%で、次いで「200万円未満」の世帯が 36%、「300万円以上 400万円未満」の世帯が 20%と分布しており、全体のおよそ 8 割が年収「300万円未満」の世帯であることが明らかとなりました。

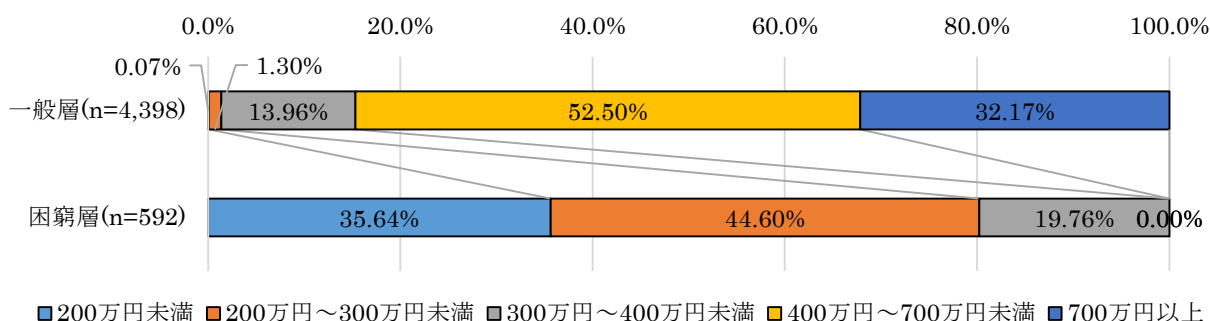
一般層では、年収「700万円以上」の世帯が最も多く 32%で、次いで「550万円以上 700万円未満」の世帯が 27%、年収「400万円以上 550万円未満」が 26%と分布しており、全体のおよそ半数が年収「400万円以上 700万円未満」の世帯となっています。

## 【一般層・困窮層の割合】



※「無回答」を除いた百分率を表示

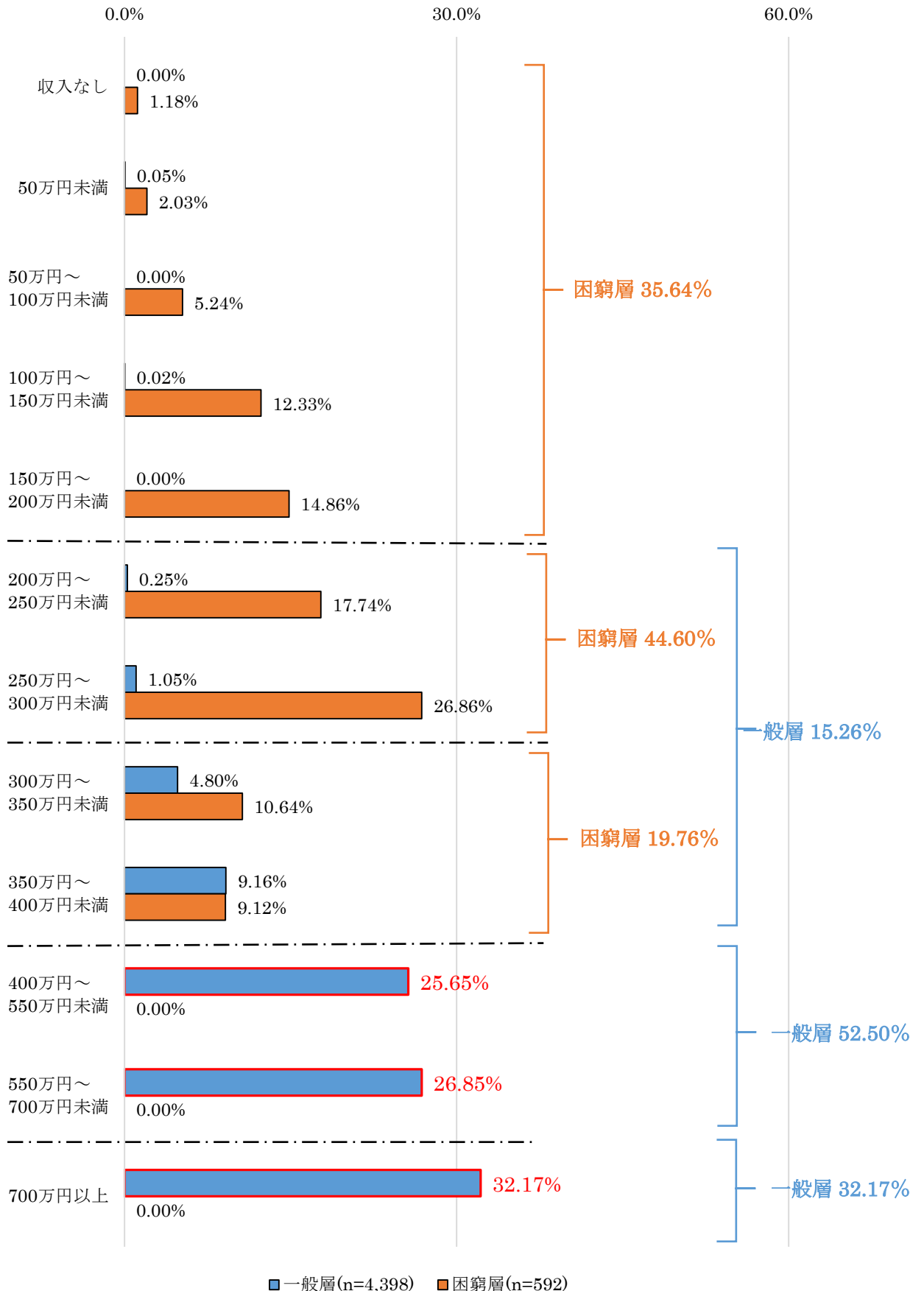
## 【一般層・困窮層における平成 29 年中の世帯収入】



※「無回答」を除いた百分率を表示



【平成 29 年中の世帯収入に基づく分布状況】

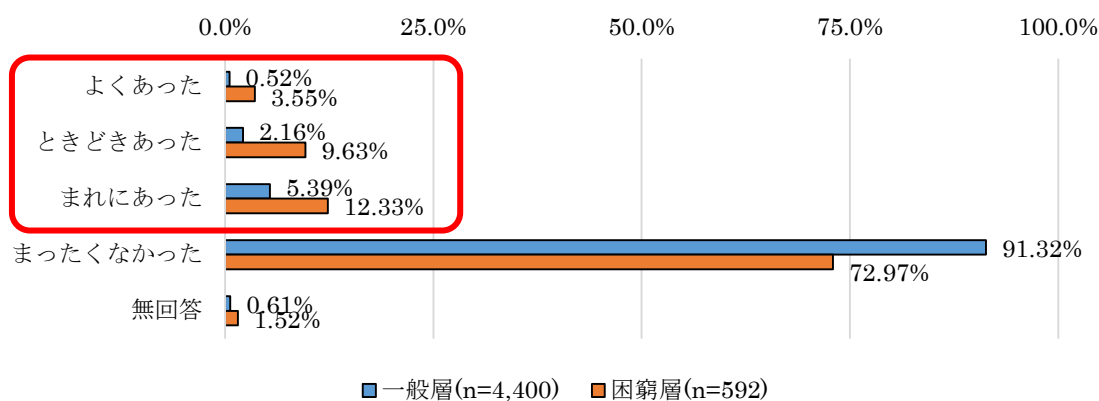


※「無回答」を除いた百分率を表示

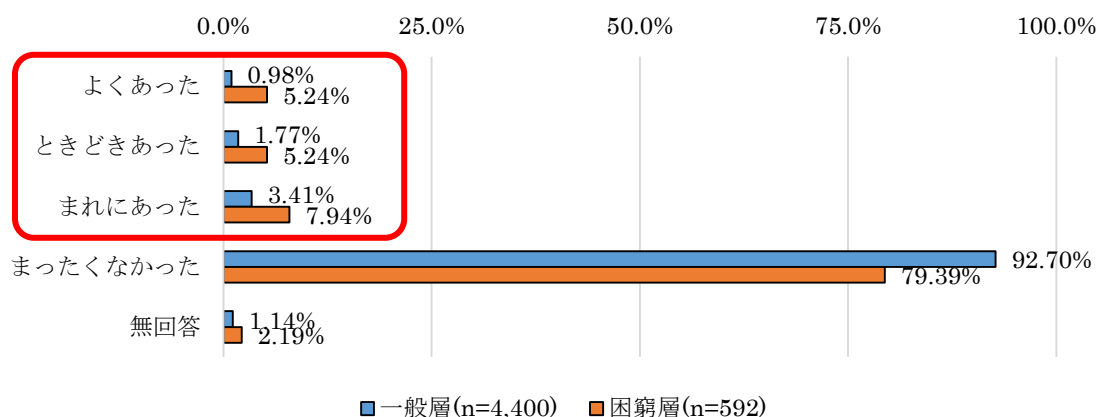
『支払等ができなかった経験』について『食料が買えなかった』また、『光熱水費が未払いになった』ことの問題に対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答する割合は、いずれも困窮層が一般層を上回る結果となりました。

一方、『塾などに通わせることができなかった』の問題に対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答する割合は、『食料』『光熱水費』のそれに比べて一般層、困窮層共に高く、特に困窮層に顕著となっており、生活必需品や光熱水費の支払いを優先し、塾などに通わせる経費が後回しになっている状況がうかがえます。

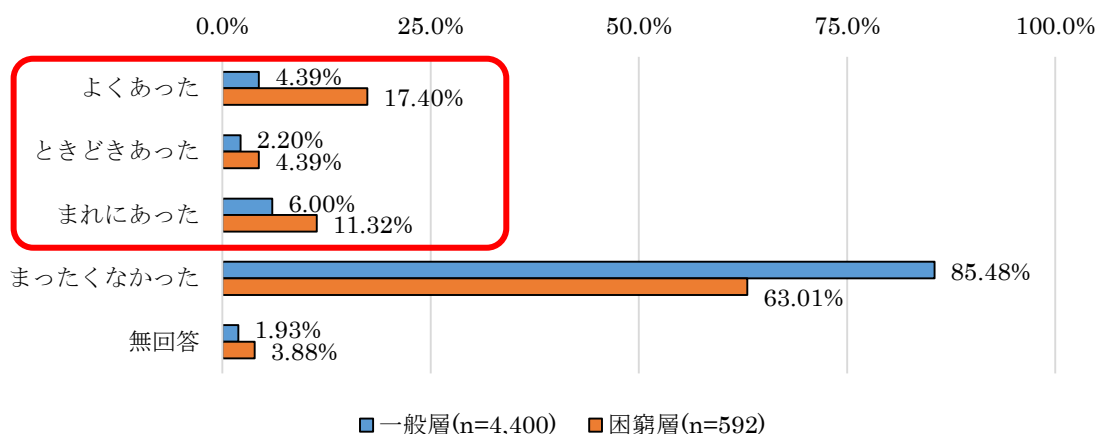
#### 【食料が買えなかった】



#### 【光熱水費が未払いになったこと】

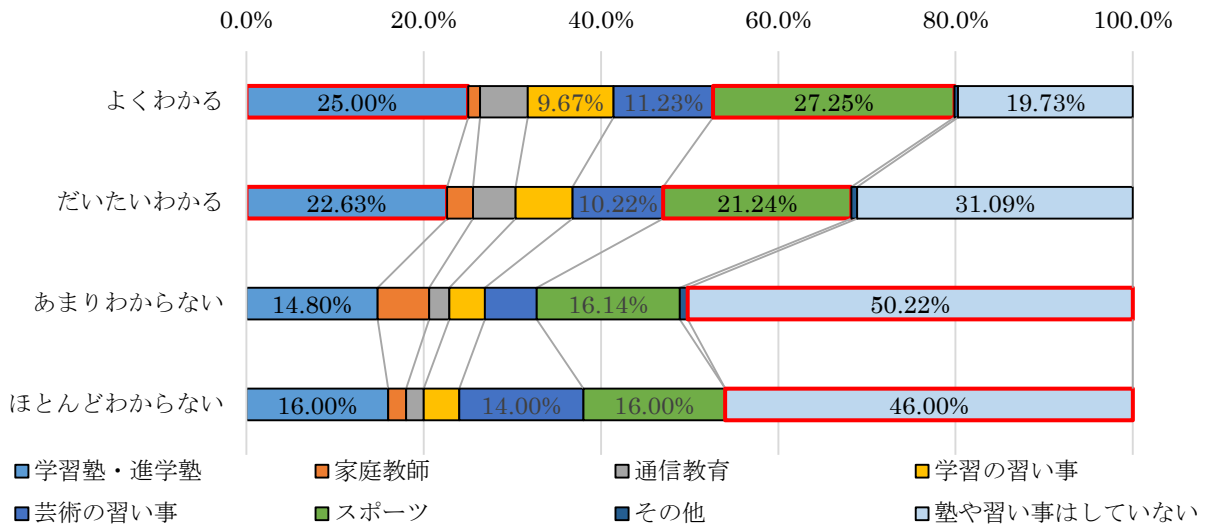


#### 【塾や習い事に通わせることができなかった】



塾や習い事に関し、子どもの結果にある『授業はわかるか』と『塾に行ったり、習い事をしているか』の回答をクロス集計したところ、「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもは、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答した子どもに比べ、学習塾や習い事、スポーツをしている割合が高い傾向が明らかとなりました。また、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答した子どもの約半数が塾や習い事をしていない状況にあります。

【授業の理解度】×【塾や習い事の有無】

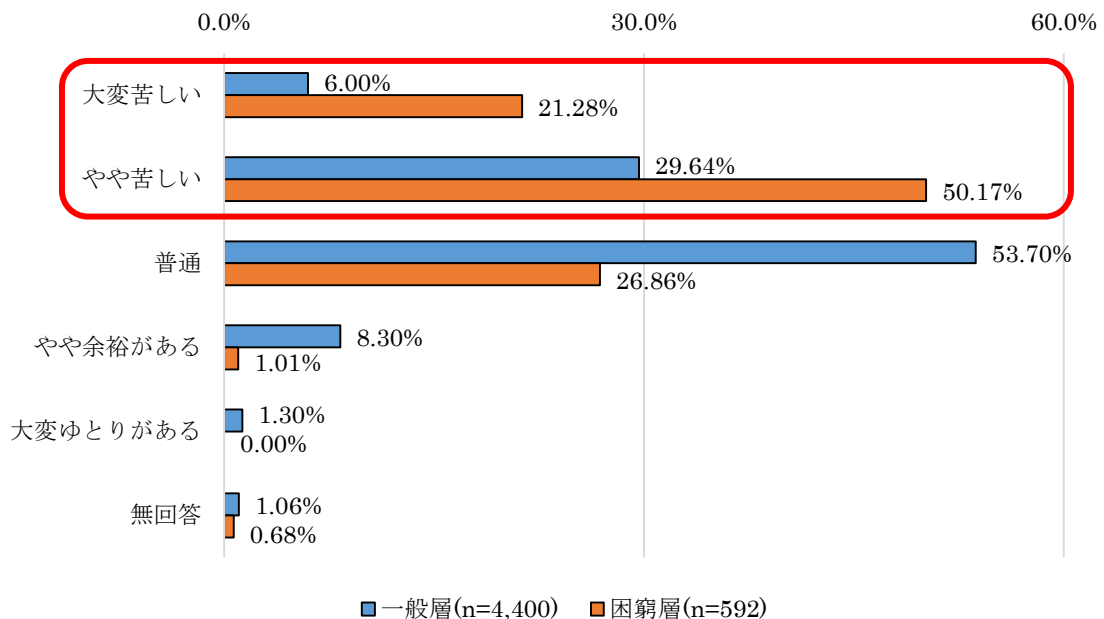


『現在の暮らしの状況をどう感じているか』において、「大変苦しい」「やや苦しい」とする回答は、一般層で36%、困窮層で71%となり、困窮層が36pt高くなっています。

また「普通」とする回答は、一般層で54%、困窮層で27%となり、困窮層が32pt低くなっています。

収入層の区分に関わらず、日常生活における経済的負担を感じている世帯の存在が認められます。

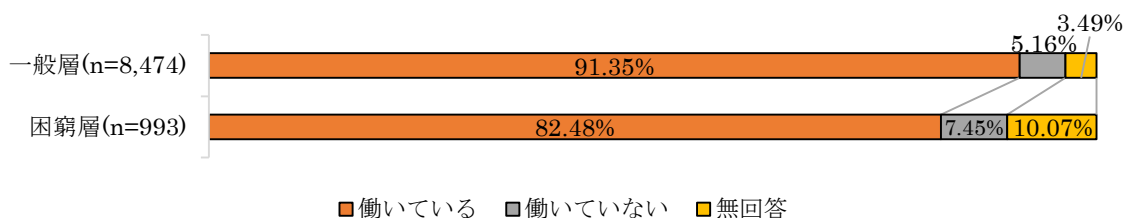
【現在の暮らしの向き】



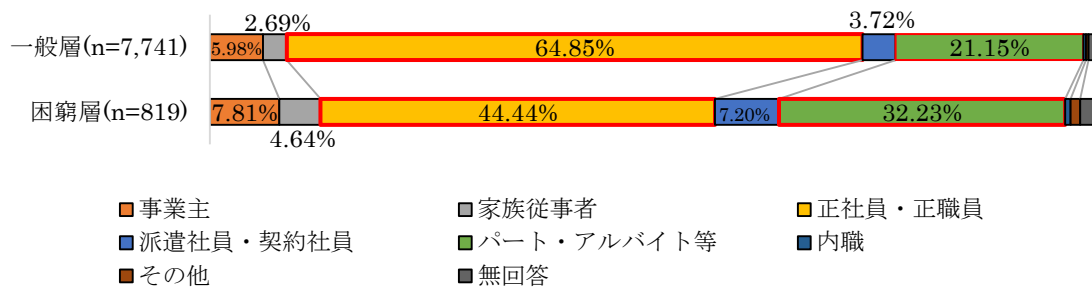
②保護者の状況について

『就労状況』について、一般層と困窮層の就労率に大きな差は見られません。一方で、正社員の比率において一般層は65%、困窮層は44%で21ptの差があり、また、パート等の比率において一般層は21%、困窮層は32%で11ptの差がありました。困窮層では一般層に比べて正社員の比率が低く、パート等の比率が高いことが家庭の経済状況等の背景にあるものと考えられます。

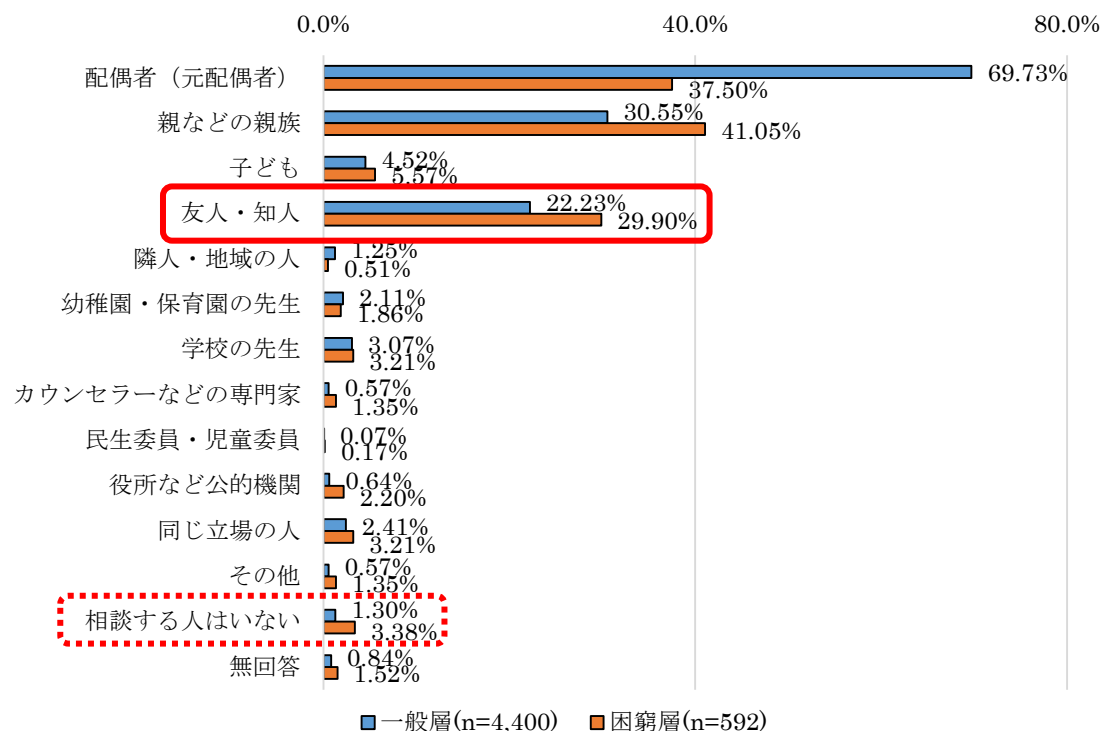
【就労状況について】



【勤務の形態について】



『相談相手』について、「配偶者」「親などの親族」を除くと「友人・知人」が最も多く、それ以外はおよそ5%以下で分布しています。困窮層にあっては「相談する人はいない」の回答が一般層より多くなっています。



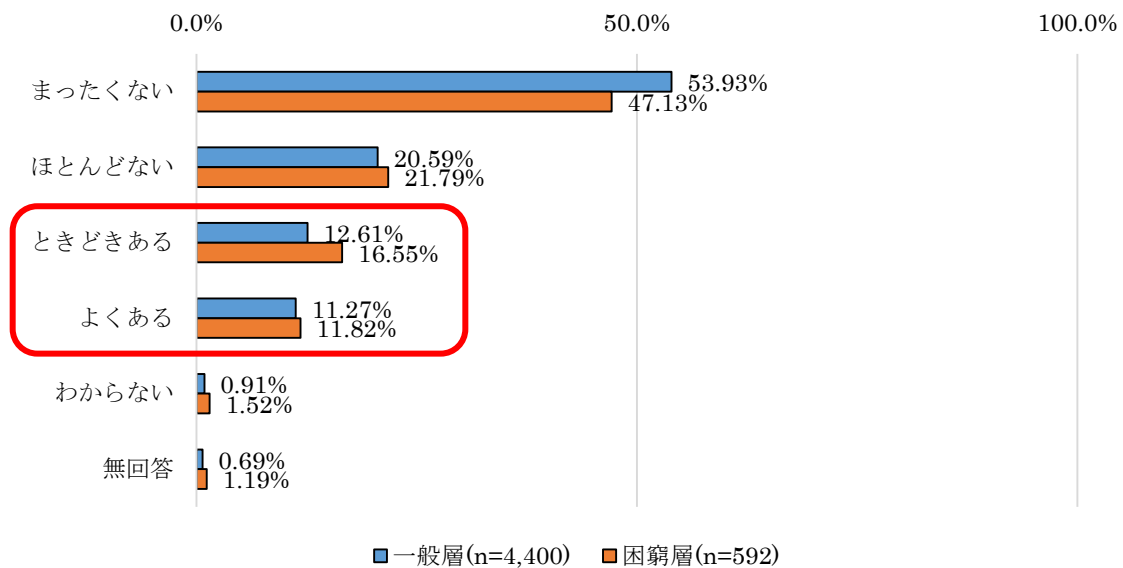
## ③食事・居場所の状況について

『朝食の孤食状況』について、「よくある」とする回答が、一般層、困窮層いずれも11%程度、また、「ときどきある」とする回答は一般層が13%、困窮層が17%となっています。

『夕食の孤食状況』について、「よくある」「ときどきある」とする回答が一般層は10%、困窮層が13%であることから、朝食時に比べて孤食率は低い傾向にあります。さらに、「まったくない」とする回答が、朝食時のそれに比べ増加していることから、孤食は朝食において多く発生している状況がうかがえます。

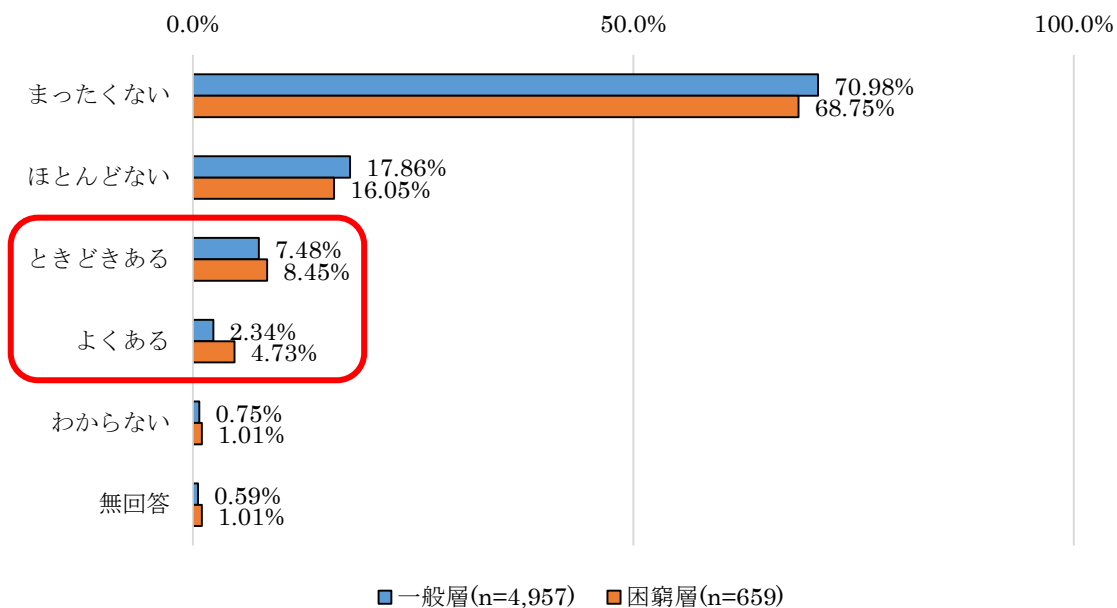
## 【朝食の孤食状況】

《回答者：年長及び小3の保護者並びに小6及び中2の子ども》



## 【夕食の孤食状況】

《回答者：年長及び小3の保護者並びに小6及び中2の子ども》

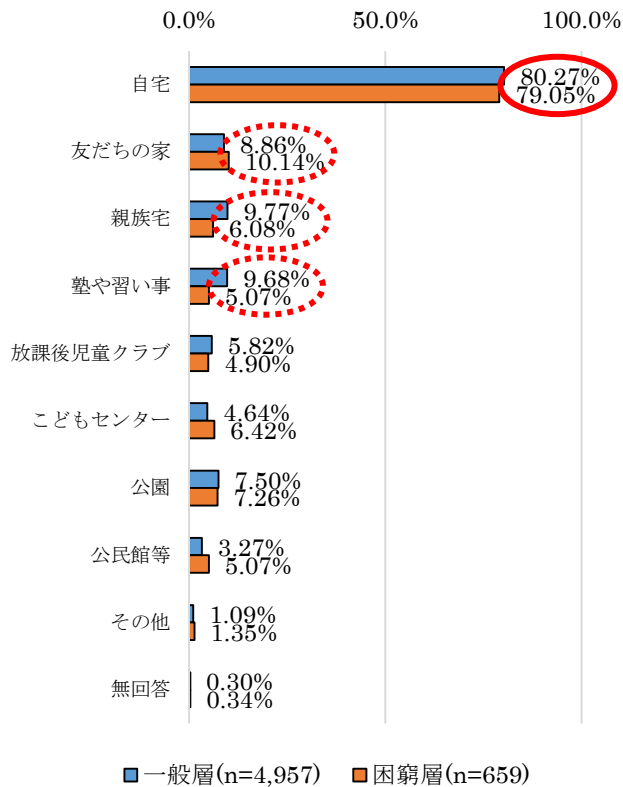


『放課後の居場所』について、「自宅」とする回答が収入層の区分に関わらず 80%、「友だちの家」「親族宅」「塾」がそれぞれ 10%程度となっています。

『長期休暇における居場所』では、前述同様に「自宅」が 84%、次いで「親族宅」「放課後児童クラブ」が 24%程度となっています。また、「親族宅」「放課後児童クラブ」とする回答は、長期休暇中において増大しています。

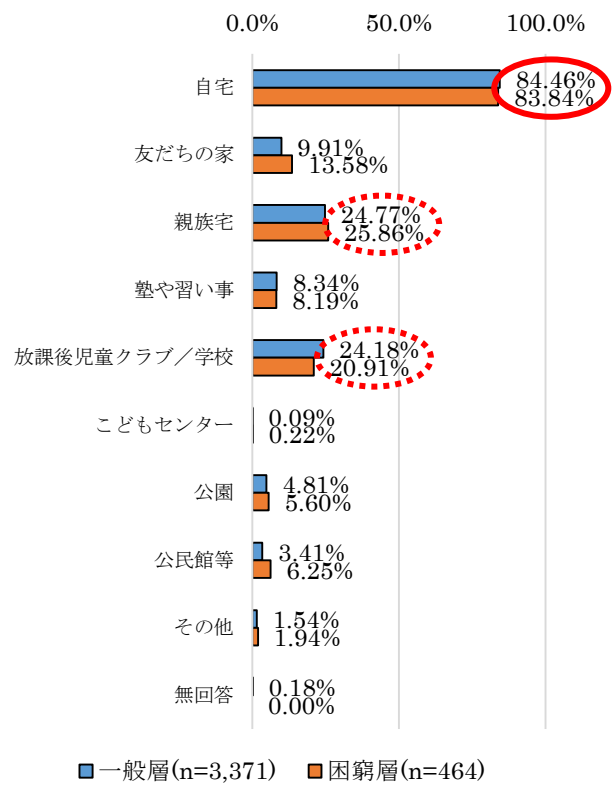
【放課後の居場所】

《回答者：年長及び小3の保護者並びに小6及び中2の子ども》

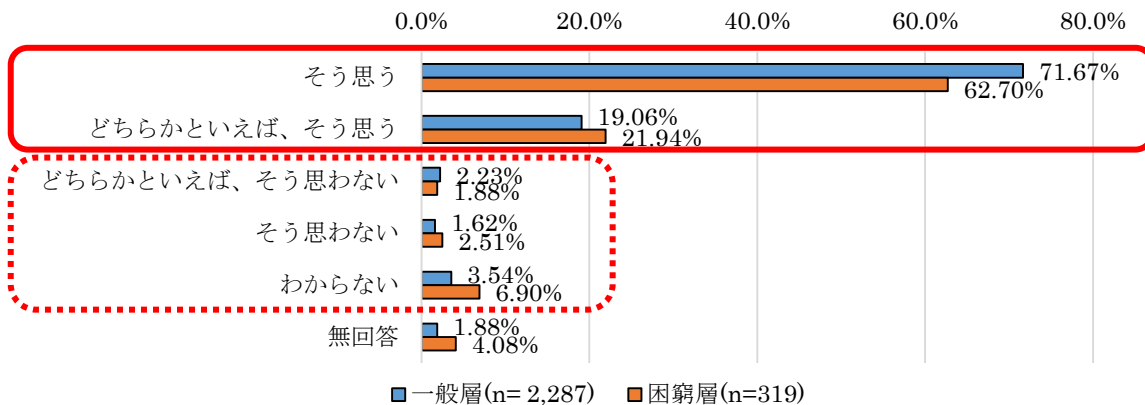


【長期休暇中の居場所】

《回答者：小3、小6、中2の保護者》



子どもの結果にある『家は心がほっとする場所か』について、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」とする回答が、一般層で 91%、困窮層では 85%となっています。「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」「わからない」とする回答は、一般層で 7%、困窮層では 11%となっています。また、全体の約 1 割の子どもが「ほっとしない」と回答しています。

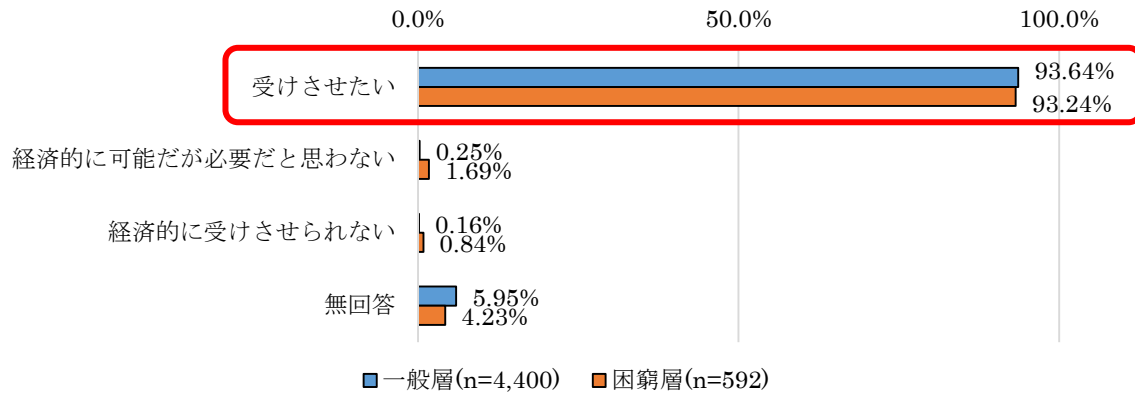


## ④教育・進学状況について

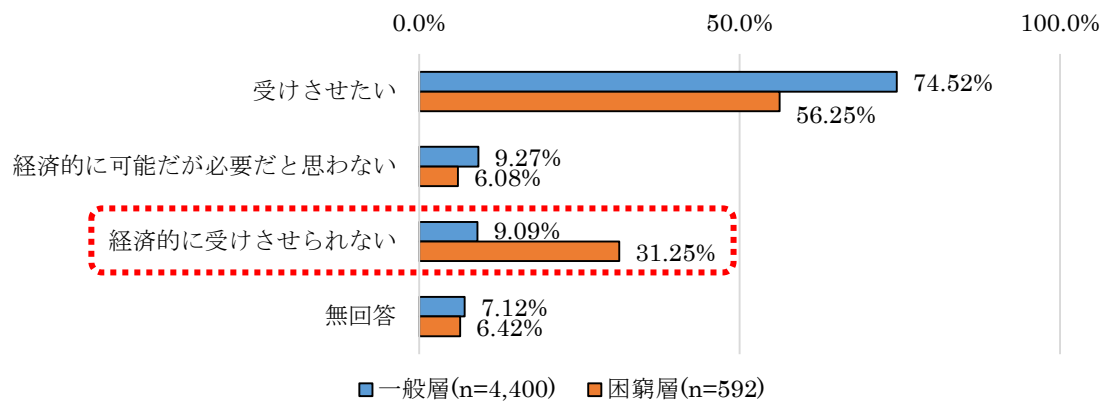
保護者の結果にある『進学の見通し』について、「高校までの教育を受けさせたい」とする回答が収入層の区分に関わらず90%を超えています。

また、困窮層では、高校卒業後の進学について、短大・専門学校までの教育を経済的に受けさせられないとする回答が31%、大学以上の教育を経済的に受けさせられないとする回答が52%ありました。さらに、一般層においても大学以上の教育を経済的に受けさせられないとする回答が24%ありました。

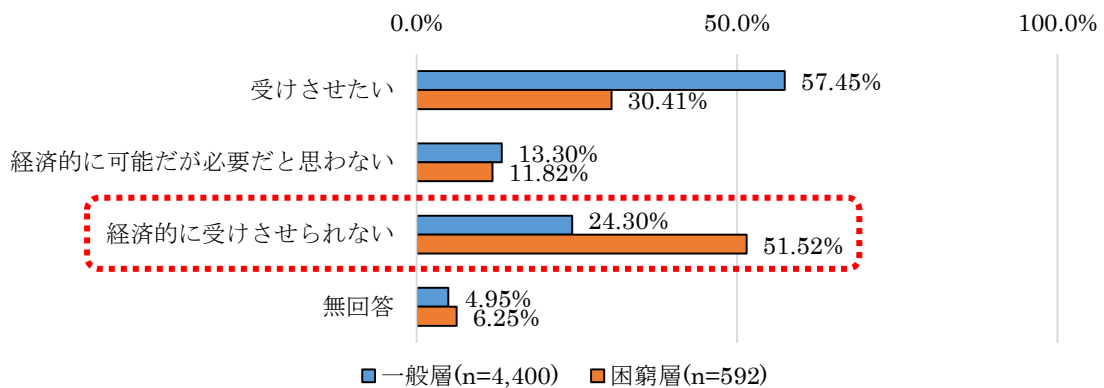
## 【高校までの教育を受けさせたい】



## 【短大・高専・専門学校までの教育を受けさせたい】



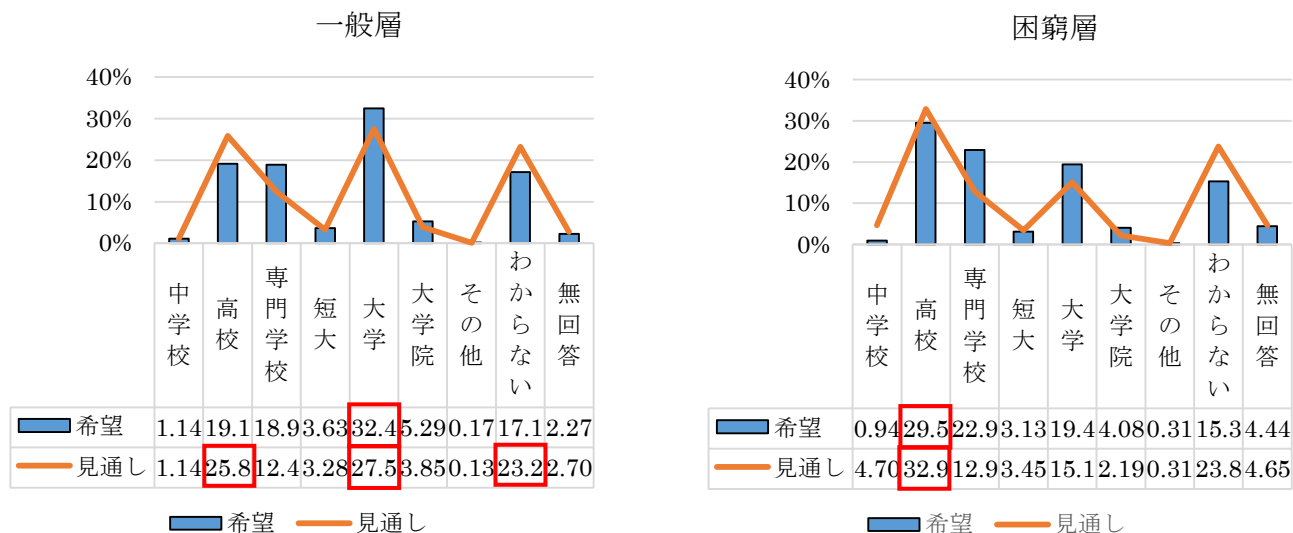
## 【大学以上の教育を受けさせたい】



子どもの結果にある『希望として、将来どの学校まで行きたいと思うか』と『現実としては、将来どの学校まで行くことになると思うか』において、一般層では「大学進学」とする回答が32%で最も多く、現実的な見通しは「高校進学」「大学進学」「わからない」とする回答がいずれも26%程度となっています。

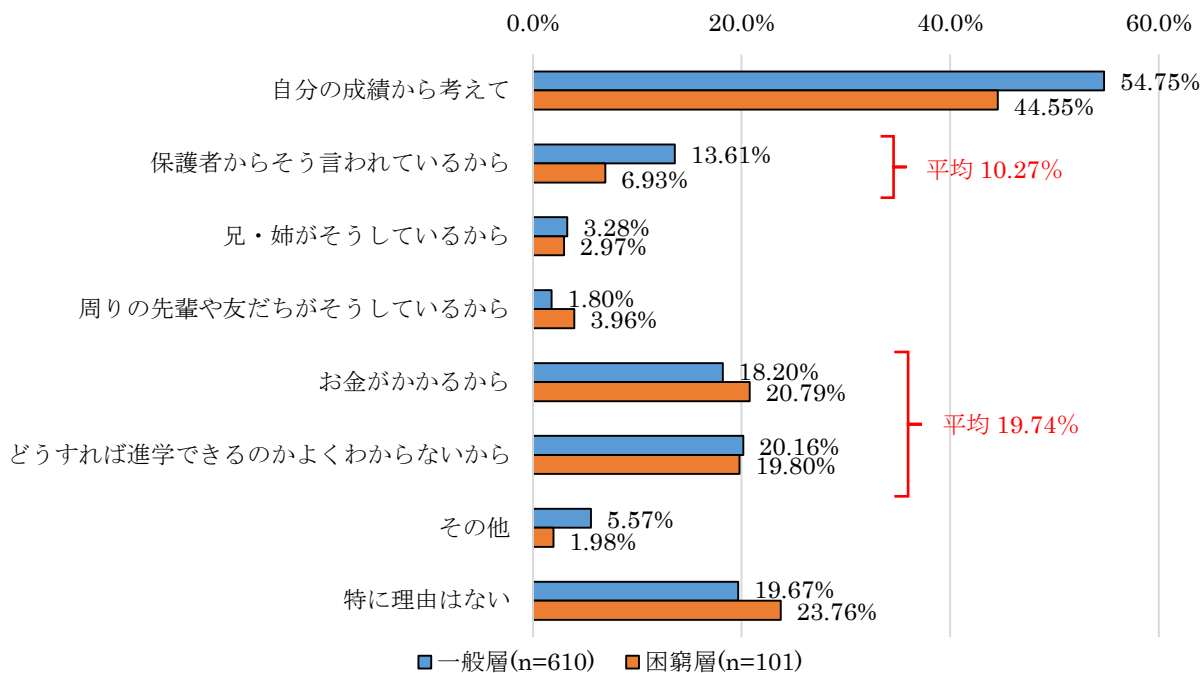
困窮層においては「高校進学」が30%で最も多く、現実的な見通しにおいても「高校進学」が33%で最も高くなっています。

【進学希望】×【現実の見通し】



『進学の希望と現実が異なると考えるのはなぜか』について、約半数の子どもが「自分の成績から考えて」を選択しています。以下、「お金がかかるから」「どうすれば進学できるのかよくわからないから」とする回答がそれぞれ20%程度で続き、「保護者からそう言われているから」が10%程度となっています。

一般層と困窮層の間で顕著な差異はなく、自らの成績や保護者の意見、また家庭の経済状況等を踏まえながら、子どもたちなりに進路を考えている姿がうかがえます。



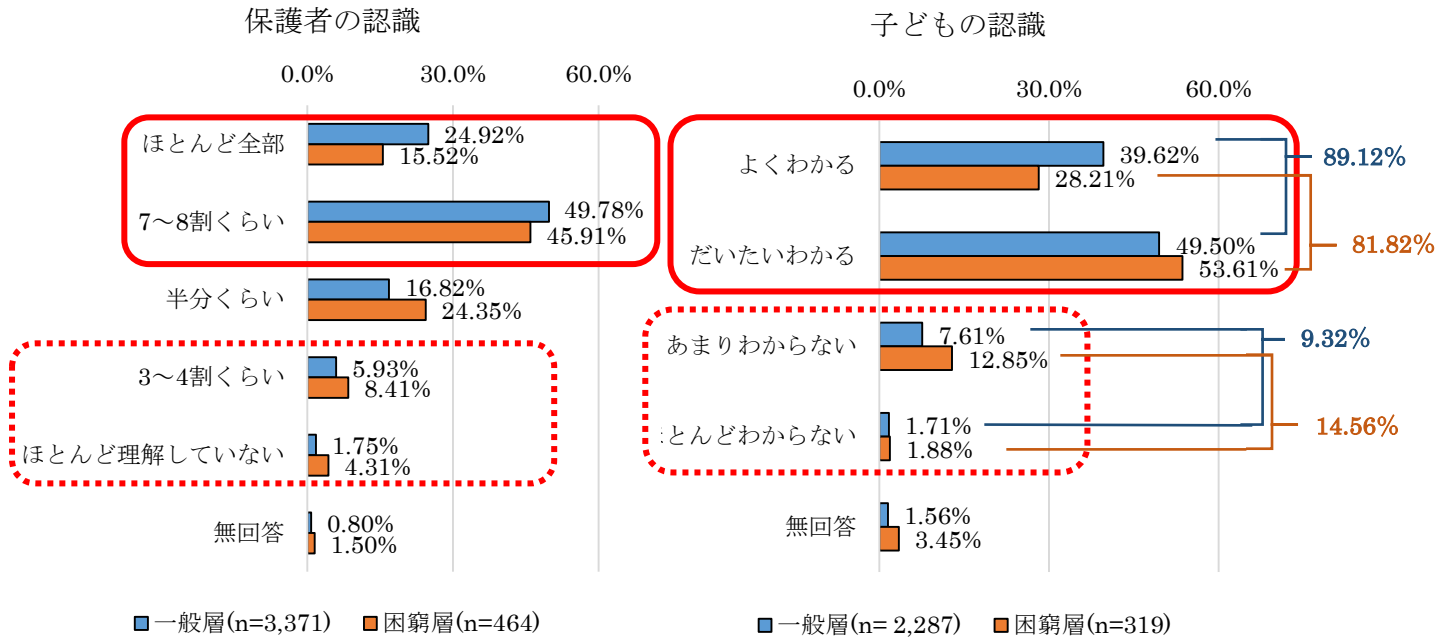


保護者の結果にある『子どもは学校の授業をどのくらい理解しているか』において、「ほとんど全部」「7～8割くらい」とする回答は、一般層が困窮層に比べ高い傾向を示しています。「半分くらい」とする回答以下、「3～4割くらい」「ほとんど理解していない」とする回答は、困窮層が一般層に比べ高い傾向となっています。

子どもの結果にある『授業はわかるか』において、「よくわかる」「だいたいわかる」とする回答は一般層が7pt高く、「あまりわからない」「ほとんどわからない」とする回答は困窮層が5pt高い結果となりました。

また、全体的にみて、1割程度の子どもが授業の理解度が低い傾向にあり、保護者と子どもの認識は概ね一致しています。

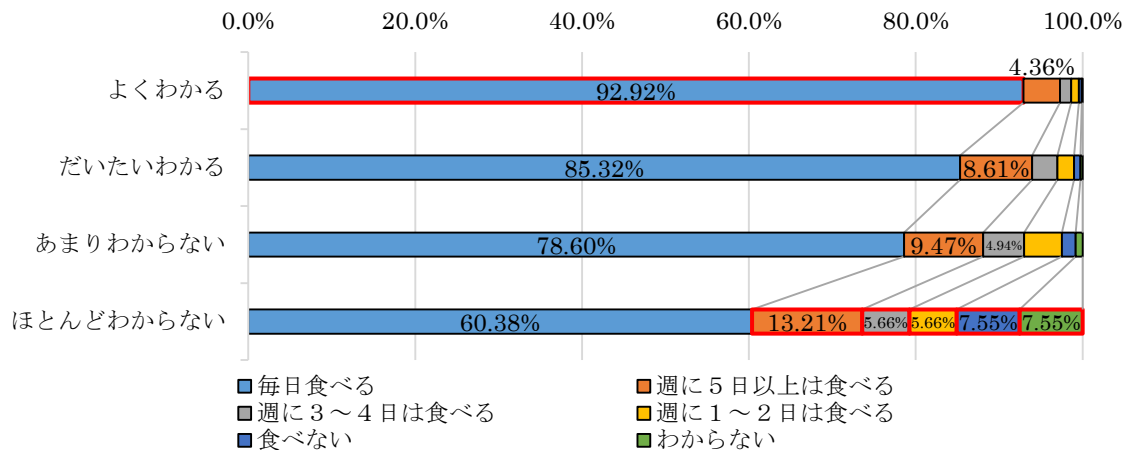
【授業の理解度】



子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1週間に朝ごはんをどれくらいの回数食べているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、毎朝食べている子どもの割合は93%、また、「授業がほとんどわからない」と回答した子どものうち、毎朝食べていない（「わからない」を含む）子どもの割合は40%となっています。

欠食率が高くなるにつれて、授業の理解度が下がる傾向にあります。

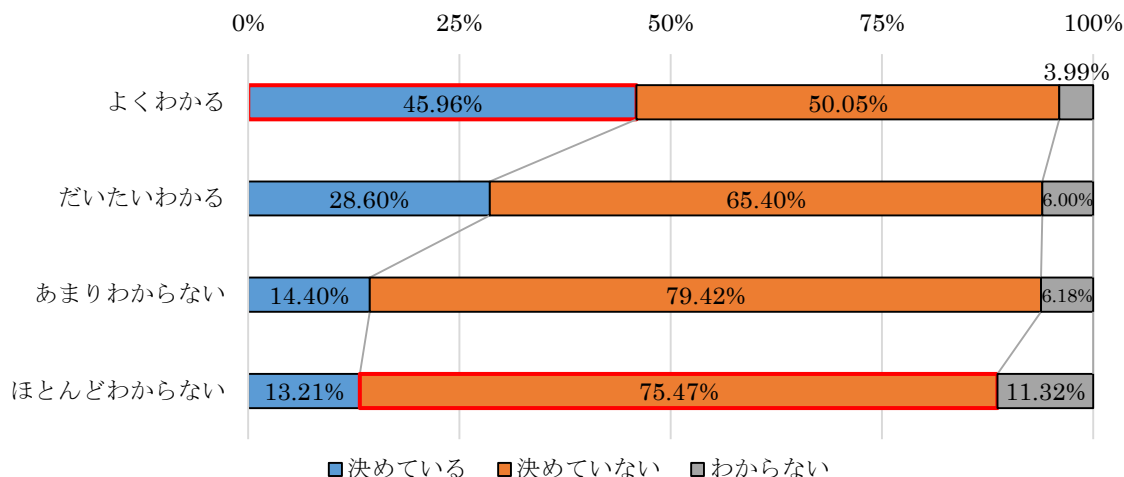
【授業の理解度】×【朝食の欠食状況】



子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1日の勉強時間を決めているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、勉強時間を「決めている」が46%。「授業がほとんどわからない」では「決めていない」が75%となっています。

勉強時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にあります。

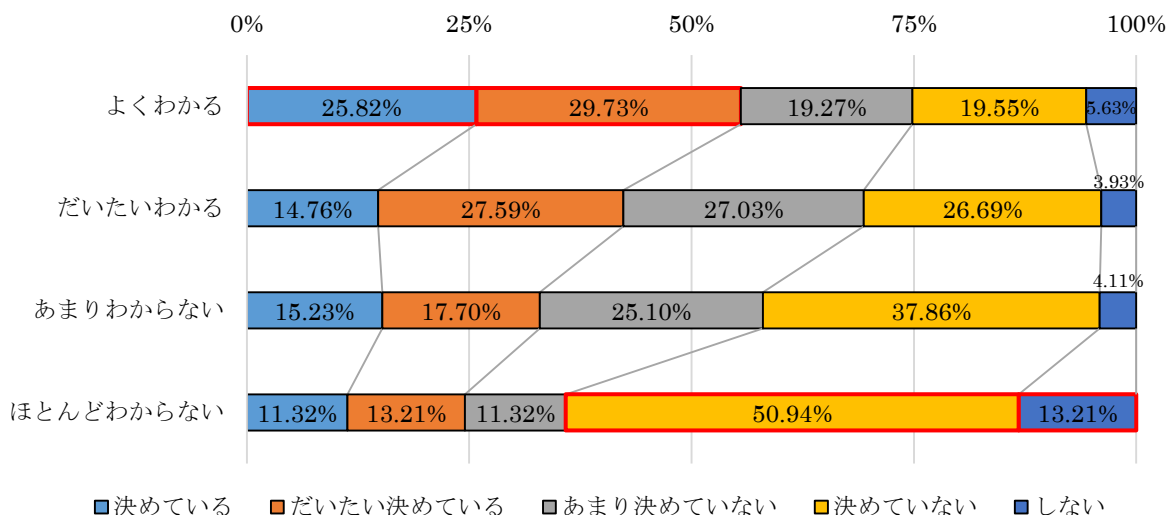
【授業の理解度】 × 【勉強時間の設定】



子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1日の遊び（電子機器を使ったゲームやインターネットの視聴）時間を決めているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、遊び時間を「決めている」「だいたい決めている」が56%。「授業がほとんどわからない」では「あまり決めていない」「決めていない」が62%となっています。

前項の勉強時間同様に、遊ぶ時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にあります。

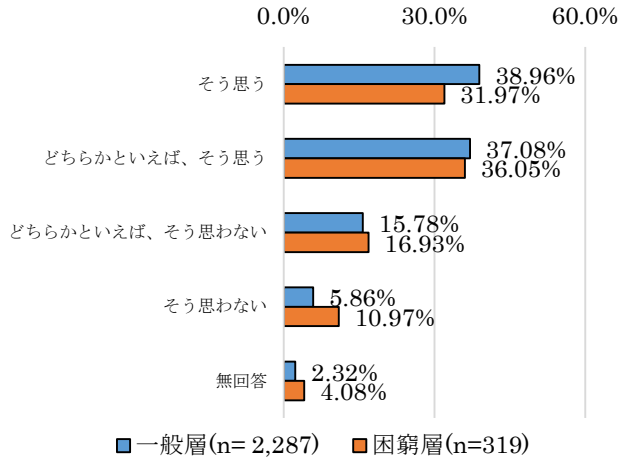
【授業の理解度】 × 【遊び時間の設定】



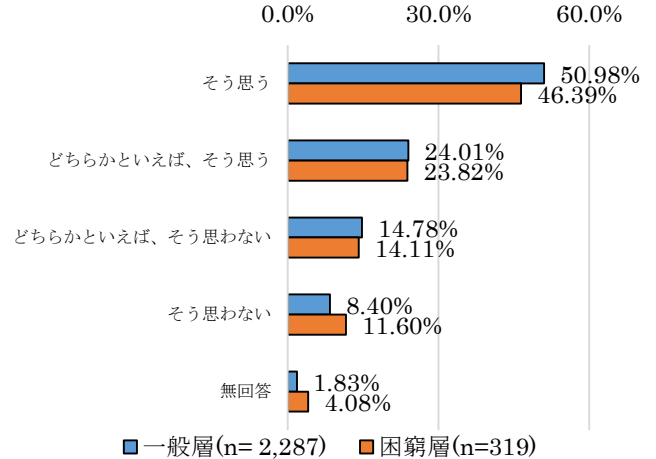
## ⑤子ども自身の考えについて

『自分の将来に明るい希望を持っているか』などの考え方において、一般層と困窮層に大きな相違は認められません。

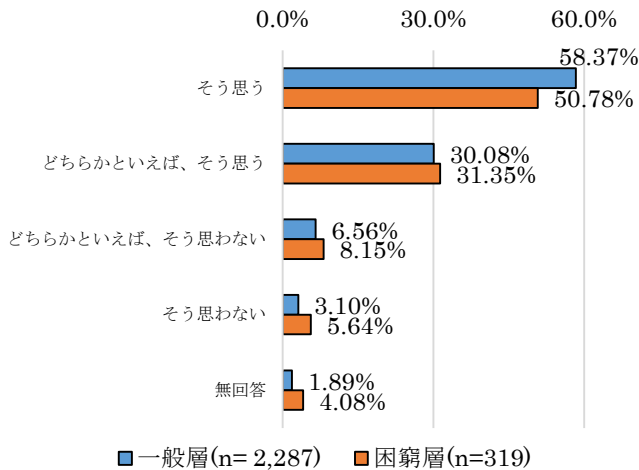
【自分の将来に明るい希望を持っているか】



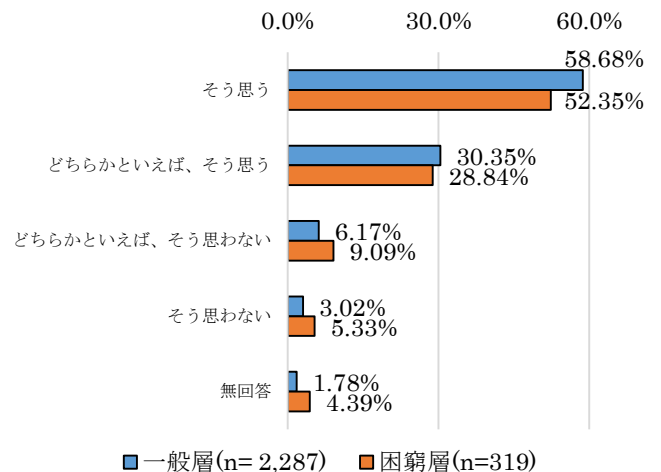
【自分には将来の夢や目標はあるか】



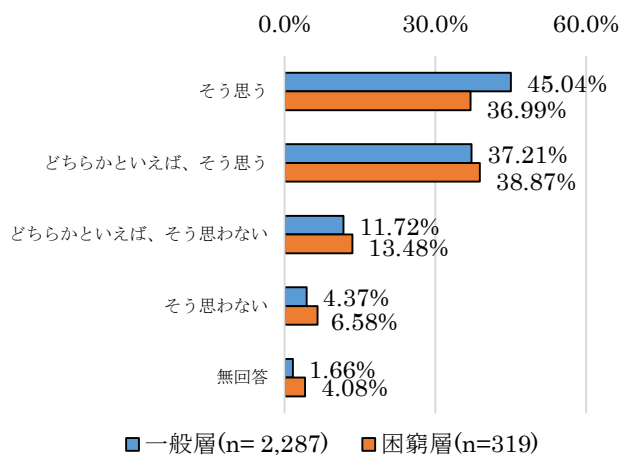
【将来のためにも、今がんばりたいと思うか】



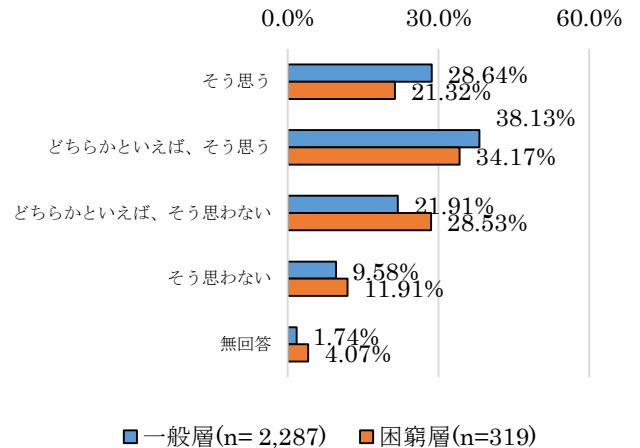
【自分は幸せと思うか】



【自分に良いところはあると思うか】



【自分に自信はあるか】 a



## 2 策定経過

日時	会議等の名称	内容
平成 30 年 7 月	子どもの生活実態に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者…経済的状況、就労状況、子どもの居場所の状況、子どもの教育・進学状況など</li> <li>・子ども…食事や居場所の状況、学校や勉強、子ども自身の考えなど</li> </ul>
平成 31 年 4 月	第 1 回子ども・子育て支援総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱交付</li> <li>・子ども・子育て支援総合計画策定委員会の所掌事項等</li> <li>・子ども・子育て支援総合計画の概要等の説明</li> </ul>
令和元年 7 月	第 2 回子ども・子育て支援総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援総合計画の骨子（案）について</li> <li>・子どもの貧困対策について</li> </ul>
令和元年 11 月	第 3 回子ども・子育て支援総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（素案）について</li> </ul>
令和元年 12 月	第 4 回子ども・子育て支援総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（案）について</li> </ul>
令和元年 12 月	市議会厚生常任委員会所管事務調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画（素案）について</li> </ul>
令和 2 年 1 月～2 月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画（案）の意見募集</li> </ul>
令和 2 年 2 月	第 5 回子ども・子育て支援総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（最終案）について</li> </ul>
令和 2 年 3 月	計画策定	

### 3 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会設置要綱

上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 上越市子ども・子育て支援総合計画（以下「子ども・子育て支援総合計画」という。）を策定するため、上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援総合計画の策定に関する事項
- (2) その他子ども・子育て支援総合計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する23人以内の委員をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業の従事者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から子ども・子育て支援総合計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

## 4 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

区 分	選出団体等	氏 名	摘要
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者	私立幼稚園・認定こども園保護者会	川端 明美	
	公立保育園保護者	佐藤 文子	
	小中学校PTA連絡協議会	長谷川賢一	
事業者	上越商工会議所	椿 卓士	
労働者	企業勤労者	柳澤 絵理	
子ども・子育て支援に関する事業の従事者	上越児童・障害者相談センター	佐藤 洋	
	私立幼稚園連盟・認定こども園代表	石田 明義	
	私立保育園協会	山田 倫久	
	小学校校長会	平間えり子	
	中学校長会	中村 博子	
	特別支援学校長	福田 功	
	認定NPO法人ママーズ・ネット	中條美奈子	
	地域青少年育成会議協議会	飯塚 春枝	
	民生委員児童委員協議会連合会	阿部 幸子	
	上越人権擁護委員協議会	秦 周司	
	上越助産師会	白石 恵	
	町内会長連絡協議会	仲田 紀夫	
CAP・じょうえつ	森岡有吏子		
学識経験者	上越教育大学	梅野 正信	委員長
	新潟県立看護大学	平澤 則子	副委員長
公募に応じた市民	公募委員	王 鑫	
		柳 真理子	
		星野 純子	

上越市子ども・子育て支援総合計画

令和2年3月 発行

発行：上越市

編集：上越市健康福祉部こども課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

T E L (025) 526-5111 F A X (025) 526-6115

U R L <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>